

資料編

資料編

資料 1

新たな原子力規制体制の構築（新規制基準の施行まで）

(1) 経過

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災において、東京電力（株）福島第一原子力発電所は被災し、炉心溶融（メルトダウン）と水素爆発を伴う過酷事故（シビアアクシデント）によって、大量の放射性物質の飛散と汚染水の海流などによる原子力事故（*1）を引き起こした。

当時、福島第一原発発電所から半径20km圏内の地域は、国が警戒区域として原則として入りが禁止され、半径20km圏外の一部の地域も、計画的避難区域に設定されるなどして、これまでに、11万人を超える住民が避難し、現在も、多くの住民が避難生活を余儀なくされている。放出された放射性物質は、福島県だけでなく、東日本の広範な地域に拡散し、放射能汚染の問題は、子どもを含めた多くの人々に健康への影響に対する不安を与え、農畜水産物の生産者等に甚大な被害をもたらすとともに、消費者の不安も招くなど、国民生活に、極めて広範かつ深刻な影響を及ぼしている（*2）。

（*1）国際原子力災害評価尺度（INES）では、日ソ連のチエルノブリ事故と同じレベル7（深刻な事故）とされる。

（*2）政府事故調査委員会「福島第一原発事故による被害の拡大防止及び同種事故の再発防止等に関する政策提言」（抜粋）

- ・福島第一原発事故は、その重大性の点からも、事故後対応において政府による、客観的かつ多面的な事故分析と課題の整理が求められ、国会、政府、民間、東京電力にそれぞれ事故調査委員会が設置され、それぞれの調査方針により事故の調査と検証を進めて、事業者と政府（行政）の事故防止対策、事故対応、防災対策等に不備、不手際、改善すべき課題が数多く存在していることが明らかになった。
- ・これらの具体的な問題を着実に解決するため、国・地方自治体・事業者は防災体制・各種計画の見直しや充実強化に継続して取り組んでいる。

○5つの事故調査委員会の概要

名称	国会事故調	政府事故調	民間事故調	福島原発事故立候補委員会	福島原子力事故調査委員会	第二民間事故調査委員会
委員長（座長）	黒川清 (元日本学術会議会長)	東京電力福島原子力発電所事故における事故調査・検証委員会 （東京大学名譽教授）	北澤宏一 (前科学技術振興機構理事長)	山崎雅男 (東京電力代表取締役副社長(当時))	鈴木一人 (東京大学公科政策大学院教授)	福島原発事故立候補委員会 （本委員会）
調査方針	事故及び事故による被害の原因、事故歴、原子力政策の調査検証と、それらを踏まえての提言を行う	事故及び事故による被害の原因、モットーとして、政府と東電の責任を検討する	事故及び事故による被害の原因、モットーとして、政府と東電の責任を検討する	事故原因を明確化し、原子力発電所の安全性向上に寄与するため、必要な対策を提案する	政府の原子力安全規制、電力事業者のガバナンス、官邸の危機管理、実動部隊の整備やレスポンス等、各委員会で指摘調査委員会で指摘された課題等について、事故後10年間の「学び」を検討する	既存の原発の運営、改修、新規開発のための指標となる
提言と課題	①規制当局に対する国会の監視 ②政府の危機管理体制の見直し ③被災住民に対する政府の対応	⑦項目の提言	①安全対策・防災対策の基本的視点 ②原発の安全管理 ③原発に対する政府の対応	④被害の防止・軽減 ⑤国際的調和と関係機関の在り方 ⑥原子力法規制の見直し ⑦経済的な原因解明・被害の全容調査の実施	①被害の防止・軽減 ②適切な助言を科学技術評価機関等が行う ③原子力規制の見直し ④被害の全容調査の実施	①被害の防止・軽減 ②適切な助言を科学技術評価機関等が行う ③原子力規制の見直し ④被害の全容調査の実施

④電気事業者の監視（含む国会による監視） ⑤新しい規制組織の要件 ⑥原子力法規制の見直し ⑦独立調査委員会の活用	④被害の防止・軽減 ⑤国際的調和と関係機関の在り方 ⑥原子力法規制の見直し ⑦経済的な原因解明・被害の全容調査の実施	①被害の防止・軽減 ②適切な助言を科学技術評価機関等が行う ③原子力規制の見直し ④被害の全容調査の実施	①緊急時対応態勢の確立 ②事故情報の伝達・共有手段の改善、迅速かつ正確な情報公開 ③資機材輸送に際しての取扱い方法の強化、内部被ばく評価方法の整備等（国等）に對して ④被射線管理教育の強化、内部被ばく評価方法の整備等（国等）に對して ①津波などの外的事象の基準策定と国による審査の実施 ②国が保有する津波データの利用等	②原子力事業の抱える「国民 basal 」という形態から抜け出していくないリスクの改善 ③重大事故に備えるに不可欠な準備として、未だ実施手續が未導入の人材がいることによる問題 ④電力会社の手に負えない重い事故が発生した時ご備え、実動組織との連携計画、訓練等極めて危険な任務を遂行する際の「この国のなかで」を決めることがあら、等
報告書提出	平成24年7月5日	平成24年7月23日	平成24年2月27日	平成24年6月20日

（出典）各報告書から抽出

○国の原子力対策の見直しと本県の対応

【平成23年】

- ・7月11日 内閣官房長官、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣で「我が国原子力発電所の安全性の確認について（ストレステストを参考にした安全評価の導入等）」をとりまとめた。
- 安全上重要な施設・機器等が設計上の想定を超える事象に、どの程度の安全裕度を有するか、欧州各国で導入されたストレステストを参考に、新たな手続や安全評価を原子力事業者が行い、その評価結果を経済産業省原子力安全・保安院が確認し、更に内閣府原子力安全委員会がその妥当性を確認する。
- ・8月15日 原子力安全委員会で「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」が示され、「UPZ半径30キロ」が了承される。
- ・11月17日 原子力安全委員会で「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」が示され、「UPZを見直し、UPZとして半径30kmに拡大した経過」の機能向上を図るための改革を進めます。

- ・11月1日 原子力安全委員会専門部会が防災指針検討ワーキンググループ会議とりまとめ
→ 原子力安全委員会専門部会（原子力施設等防災専門部会）とりまとめ
・11月11日 原子力安全委員会専門部会（原子力施設等防災専門部会）に報告され、了承される
☆原発事故時に、直ちに避難する区域「予防防護措置区域（PAZ）」を新設（概ね5km圏）
☆「防災対策を重点的に充実すべき地域（EPZ）」を、IAEAに合わせ「緊急防護措置区域（UPZ）」と改める。（概ね30km圏）
・12月25日 鳥取県と中国電力が安全協定を締結（EPZ外で初）

【平成24年】

- ・1月23日 原子力防災への取り組み強化に係る自治体等への説明会開催（環境省主催）
→ 原子力防災への取り組み強化の全体像、地域防災計画の策定に向けたガイドラインの概要等（内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室説明会）
- ・2月17日 地域防災計画（原子力災害対策編）策定に関する県内市町村説明会
※講師：内閣府原子力安全規制組織等改革準備室 金子参事官

会場：西部総合事務所会議室
・3月 12日 鳥取県と島根県の原子力防災担当課が事前協議〔鳥取県庁〕

※議題：原子力防災計画・避難計画の策定等

・6月 17日 原子力災害対策特別措置法及び同法施行令 改正

□第 4条の2 国は、大規模な自然災害及びテロリズム等による原子力災害の発生も想定し、万全の措置を講ずる責務を有する。

□第 6条の2 原子力規制委員会において原子力災害対策指針を定める。

□第 13条の2 原子力事業者にシビアクシデンントを想定した防災訓練の実施と報告を求め、必要な場合は改善その他必要な措置を命ずる。

□第 23条の2 原子力緊急事態解除宣言後も合同対策協議会を存続し、原子力災害事後対策について相互に協力する等を明記。

□第 2条 政府は、教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずる。

□第 20条 「原子力規制委員会設置法案」が参議院本会議において可決され成立。

・6月 27日 災害対策基本法の改正

・同日 原子力規制委員会設置法案 公布

→国家行政組織法に基づく3条委員会（環境省外局、事務局は原子力規制庁）

・同日 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）改正

→電気事業法の原子力発電所に対する安全管理法に一元化「バックフィット制度」「10年運転制限制」等の導入

・同日 原子力災害対策特別措置法の改正

→原子力災害対策指針の法定化等

・9月 6日 防災基本計画（原子力災害対策編）を中心防災会議で決定

→原子力規制委員会設置法等の制定を踏まえた原子力災害対策の強化

・9月 19日 原子力規制委員会設置法施行（原子力規制委員会 委足）

・9月 19日 原子力災害対策特別措置法改正

→法律施行から6ヶ月が自治体地域防災計画の修正期限（平成25年3月18日まで

（根拠：原災法第28条及び災害対策基本法第40条）

→鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）に盛り込むことで、本県は関係周辺都道府県、米子・境港両市は関係周辺市町村に位置づけられる。

※本県においては、既に平成13年12月27日に県防災計画「原子力対策編（人形町環境技術センター編、島根原子力発電所編）」の基本案決定。

平成14年4月16日付けで内閣総理大臣から基本案の承認通知

→原子力安全・保安院、原子力安全委員会は同年9月18日をもって廃止

原子力災害対策指針（原災法第28条）を作成に関する意見交換（原子力安全対策PT会議各WG単位）

会場：米子コンベンションセンター

※試算誤りにより、平成24年12月13日最終版公表

※旧原子力安全委員会が原子力災害対策指針を改訂原災法第6条の2に基づき、決定（法定化）

・10月 4日 県と米子・境港両市の原子力防災開業課（衛生・衛光・福祉等）の打合会（県主催）

→「県避難計画」作成に関する意見交換（原災法第28条）

・10月 24日 原子力規制委員会が拡散シミュレーション公表

※試算誤りにより、平成24年12月13日最終版公表

※旧原子力安全委員会が原子力災害対策指針を改訂原災法第6条の2に基づき、決定（法定化）

・10月 31日 防護措置、緊急モニタリング体制・緊急被ばく医療体制等の整備等

・12月 10日 第6回原子力安全対策プロジェクトチーム会議で地域防災計画（原災法災害対策編）の

全文修正内容を確認

【修正のポイント】

□県内に、防災対策を重点的に充実すべき地域として、UPZが設定されたことから、原子力災害対策指針を踏まえた地域防災計画の全文修正を実施

☆法令による新たな権限の追記

立入検査、防災業務計画の協議、専門家の要請等

☆島根県との連携

情報連絡、UPZの線引き*、モニタリング、OFCへの参加等
※UPZの範囲は、原子力災害対策指針で示された「概ね30km」を基本に
米子市、境港市の地域防災計画に定めた区域とする。なお半径30kmの安
全側に設定することとし、30kmに含まれる全ての最小単位の地区とする。

【平成25年】

- ・2月 27日 原子力災害対策指針に安定ヨウ素剤の予防服用についてを明記
→PMZ 内住民への事前配布等、安定ヨウ素剤の予防服用の体制について明確化
- ・3月 18日 鳥取県防災会議（地域防災計画（原子力災害対策編）の策定期限）
→鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の全面修正を決定
（平成25年1月11日～平成25年2月7日：パブリックコメント）
- ・4月 3日 原子力規制委員会が新規制基準の骨子を取りまとめ
・6月 5日 原子力災害対策指針改正において、安定ヨウ素剤の服用は、原子力規制委員会が判断し、原子力災害対策本部が指示することとする等、配布・服用方法を具体化
- ・6月 19日 原子力規制委員会が实用発用电原子炉に係る新規制基準を決定
- ・6月 28日 新規制基準公布
- ・7月 8日 新規制基準施行
→新規制基準は、東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、①地震、津波とも基準を強化した上で、既存の原子炉に対しても適及適用（バックフィット）させられる想定を超える事象や自然災害が発生した場合においても、炉心損傷、格納容器の破損、放射性物質の拡散等が生じないための対策を講じることを要求。
なお、東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて必要とされた機能（設備・手順）は全て、平成25年7月8日の新規制基準の施行段階で要求するとともに、「信頼性をさらに向上させバッカアップ施設について、新規制基準の施行段階で基準に係る工事計画認可の日から5年後までに適合することを要求。
- 【主な法律等（抜粋）】
→原子力規制委員会（平成24年9月設置）が、改正原災法第6条の2に基づき、原子力災害対策指針を策定（平成24年10月31日）。

（参考）原子力災害対策特別措置法（抜粋）
第六条の二 原子力規制委員会は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態対応、原子力災害事後対策等を確保するための原子力災害対策指針を定めなければならない。

2 原子力災害対策指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 原子力災害対策指針として実施すべき措置に関する基本的な事項
二 原子力災害対策指針の実施体制に関する事項
三 原子力災害対策指針（抜粋）

（参考）IAEAの国際基準を参考に原子力災害対策指針では、UPZは原発から概ね5～30km圏（PAZは原発から概ね5km圏）となることを等を定める。
第2 原子力災害事前対策
(3) 原子力災害対策重点区域
②原子力災害対策重点区域の範囲

（i）発電用原子炉施設
(ロ) 緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、先述のE AL、O I Lに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。

発電用原子炉施設に係るUPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から概ね30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。

③原子力災害対策重点区域の設定に当たつての留意点

地方公共団体は、各地域防災計画(原子力災害対策編)を策定する際には、上記①及び②の考え方を踏まえつつ、原子力災害対策重点区域を設定する必要がある。その際、迅速かつ実効性のある防護措置が実施できる区域を設定するため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聽くとともに、上記のPAZ及びUPZの数値をひとつの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況及び施設の特徴を勘案して設定することが重要である。

UPZに含まれる地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が複数的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行なうことが必要である。

年度	中国電力	鳥取県	米子市	境港市
H11	■H11.12.27 「島根原原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡について(H11年12月27日付広報第9号)により、鳥取県への異常時の連絡体制を開拓 →鳥取県から米子市、境港市へ情報提供	OH11.10.5 JCO事故を受け、鳥取県議会議長名で、①安全管理・防災対策の充実、②島根県と同時に鳥取県へも連絡、鳥取県、市町村と対策マニュアルを協議について、中国電力へ申し入れ	▲H11.10.12 茨城県東海村の核燃料加工会社JCO東海事業所での「臨界被爆事故」を受け防災体制の強化、情報伝達、安全協定の締結について申し入れ	
H13	■H13.6.12 「島根原原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(H13年6月12日付) →原災法の制定に伴う同法第10条事象発生時にも連絡することに変更 ■H13.11.26 「島根原原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について(H13年11月26日付) →発電所敷地内の放射能の連絡基準値の変更	○地域防災計画(原子力発電所編)を策定(島根原原子力発電所編)		
H17			▲H17.11.28 島根原原子力発電所における2号機フルサーマル導入計画、3号機設置予定を受け、安全協定の締結について申し入れ	◆H17.11.28 2号機フルサーマル導入計画、3号機設置予定を受け、安全協定の締結について申し入れ
H18			▲地域防災計画(島根原原子力発電所編)を策定	◆H19.10.17 新潟県中越沖地震における原原子力災害対策編
H19		OH19.6.22, 7.9 中電との防災計画等の見直しに係る事前協議 OH19.8.31 本協議 通報連絡体制・基準、2号機フルサーマル導入計画、3号機建設等について OH19.11.14 本協議	OH19.8.31 本協議 通報連絡体制・基準、2号機フルサーマル導入計画、3号機建設等について OH19.11.14 本協議	◆H19.9.20 中越沖地震により柏崎刈羽原子力発電所のトラブルを受け安全協定締結について申し入れ

	安心できる原発運営、取り組み状況等の報告及び情報公開等について申し入れ OH23. 3. 14	■H23. 3. 15 福島第一原発事故を受け、事故原因等を踏まえた点検等の実施と安全確保対策の実施について申し入れ	安全体制及び安全協定締結について申し入れ 申し入れ ▲H23. 3. 15
H20	「鳥取原子力発電所における平常時連絡事項の情報提供について（平成20年3月7日付第200700184133号）」により中国電力鳥取支社長へ防災監査依頼 OH20. 3. 7		
H20	■H20. 5. 16 「鳥取原子力発電所における平常時連絡事項の情報提供について（回答）（平成20年5月16日付鳥支伝11号）」 →鳥取県への平常時連絡事項の情報提供（核燃料輸送経路等の機微情報を除く）が開始。 →鳥取県から米子市、境港市へ情報提供 ■H20. 6. 16 「鳥取原子力発電所異常時等の鳥取県への連絡内容の変更について（平成20年6月16日付広環工第1号）」放射能汚染を伴わない新燃料等の輸送中事故も連絡することに変更		
H20	条事象 未満のトラブル事象の情報提供、②2号機アーバード導入に伴うEPZの見直し、③安全協定締結又はそれに準じた通報連絡体制の充実、④第三者の専門家を入れた客観的な活動調査の実施等 OH20. 3. 7	■H23. 4. 13 島根原発の津波対策について公表 ■H23. 4. 22 島根原発における緊急安全対策の実施状況を国に報告 ■H23. 5. 16 島根原発の外部電源の信頼性の確保による評価及び対策の実施状況を国に報告 ■H23. 6. 14 島根原発におけるシアガゲットへの対応に関する措置状況について国へ報告 ■H23. 7. 5 第1回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会（合意事項：島根原発本部から直接本県へ情報提供）※月1回協定締結に向けた協議を実施	◆H23. 4. 8 関西広域連合からとして、原発の一層の安全確保対策、原子力災害対策のための体制整備、自燃工種が導入への積極的な取り組みについて緊急申し入れ OH23. 5. 27 知事から中国電力社長へ4項目（安全対策、監視体制強化、安全協定の締結、国へのEPZの拡大要望）について申し入れ 【8.8 関西広域連合の一員として知事から申し入れ】
H23		■H23. 8. 10 第2回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会（合意事項：緊急車両の原発立入時の連絡報告ほか） ■H23. 10. 11 第3回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力発電所本部から直接米子市、境港市へも情報提供 ■H23. 11. 17 第4回島根原子力発電所に係る鳥取県原子力防災体制協議会 〔「発電所の増設計画等に対する事前了解」は回答保留、「立入調査」は現地確認（本知事、米子市長、境港副市長会議）	◆H23. 8. 8 知事から中国電力社長へ、申入れ （関西広域連合の一員として） 【申入れ項目】 原子力発電に關し、次の事項を目的とする協定を関西広域連合と締結すること ①原子力発電所周辺地域の安全確保に向けた情報提供の徹底、②再生可能エネルギーの開発・導入に向けた取組の促進、③省エネギーの取組促進・協定の締結や情報交換を行うための協議の場を早急に設けること・・立地県に隣接する府県と安全に關する協定の締結について協議すること OH23. 11. 26 知事、米子市長、境港副市長会議
H21	OH22. 3. 31 島根原発点検不備について、原因分析・安全管理の確立・情報公開等について申し入れ	◆H22. 4. 1 点検不備を受け、安全管理体制の徹底について、中国電力へ申し入れ	
H22	■H22. 4. 30 点検不備に係る中間報告書を提出するとともに、県等へ報告 ■H22. 6. 3 点検不備に係る最終報告書を提出するとともに、県等へ報告 ■H22. 10. 21 島根原発2号機運転再開について島根県等に報告するとともに国へ届出と、鳥取県等へ説明 ■H23. 3. 17、24 島根原発2号機運転再開について島根原発の津波対策について申し入れ OH22. 9. 3 島根原発の点検不備を検討するよう防災監から口頭申入れ OH22. 10. 21 島根原発2号機運転再開にあたり、再発防止策の実行、県民が	OH22. 4. 30 点検不備に係る中間報告を受け、原因分析、再発防止策と安全管理の確立、情報公開と報告について申し入れ OH22. 6. 3 点検不備に係る最終報告を受け、安価できる運営体制の確立、再発防止策等の報告と情報公開、その他の安全に係る情報の適切な報告と十分な情報公開と県民説明について申し入れ OH22. 10. 21 島根原発の点検不備を検討するよう防災監から口頭申入れ OH22. 10. 21 島根原発2号機運転再開にあたり、再発防止策の実行、県民が	
H23	受け、安全協定の締結について申し入れ OH23. 3. 14	▲H23. 3. 15 福島第一原発での事故を受け、ブルサマル計画を含めた島根原発の耐震性・安全性について検証と結果の公表、安全協定締結について申し入れ	◆H23. 5. 9 東日本大震災を受け、安全協定締結について申し入れ ▲H23. 3. 15 福島第一原発での事故を受け、ブルサマル計画を含めた島根原発の耐震性・安全性について検証と結果の公表、安全協定締結について申し入れ

		等の運用に係る確認事項について （回答）	
H25	■H25. 12. 25 原子力規制委員会に「島根原 子力発電所における新 規制基準適合性確認申請」 との協定について】 第 5 回島根原原子力発電所に係 る島根原原子力防災体制協議 会〔発電所の増設計画等に対 する事前了解〕は、事前の報 告をお願いする。】	※H25. 11. 7 島根県と覚書締結（島根県が島 根原発に係する重要な判断等を 本県に意見を伝える）。 OH25. 11. 21 中国電力から鳥取県に対し、安 全協定第 6 条に基づく島根發 2 号機の新規制基準への適合性 確認申請の事前報告（島根県等 にも同日対応）	
	OH23. 12. 15 知事、米子市長、境港副市長会議	OH23. 12. 1 市議会全員協 議会 ◆H23. 12. 1 経済厚生委員 会 ◆H23. 12. 5 経済厚生委員 会協議会 ◆H23. 12. 14 市議会本会議 全議員が賛否 に係る意見を 発言する。	OH23. 12. 22 第 3 回原子力安全対策 P.T 会議（米子・境港市長と意見交換） OH25. 11. 25 第 4 回原子力安全対策 P.T 会議 (中国電力による説明) OH25. 11. 30 原子力防災専門家会議（中國電 力による説明を踏まえ申請内容 に係る技術的検討等） OH25. 12. 4 中国電力主催の地元説明会（住 民も参加）
	OH24. 1. 23 協定等の運用開始	OH24. 11. 1 知事から中国電力茹田社長へ直 接、立地県並みの安全協定への 改定について申入れ OH24. 11. 20 第 1 回島根原原子力発電所に關す る安全協定改定に係る協議会 (実務者レベル) 開催	OH24. 11. 1 知事から中国電力茹田社長へ直 接、立地県並みの安全協定への 改定について申入れ OH25. 3. 13 副知事から中国電力副社長へ直 接、安全協定の改定協議状況に 関する申入れ OH25. 3. 15 中国電力清水副社長が知事へ直 接申入れに對して（文書）回 答・立地県と同等の対応を 行う ・島根原原子力発電所に係る鳥取 県民の安全確保等に関する協定 の改定に關する申入れについて (回答)
	OH26. 3. 10 中国電力主催説明会（2 県 6 市 の職員対象） ※H26. 3. 26	OH25. 12. 11 3 首長意見交換（知事、米子・境港市長） OH25. 12. 12 鳥取県議会全員協議会 (中国電力による説明、事前報 告について) OH25. 12. 13 覚書に基づく島根県からの意見 照会 OH25. 12. 17 安全協定に基づく事前報告に對 する鳥取県等の回答を知事が中 國電力副社長に行う。 → (意見留保) 適合性確認申請 に当たつての安全協定に基づく 事前報告の可否については、條 件を付した上で最終的な意見は、原 子力規制委員会及び中国電力か ら審査結果について説明を受 け、県議会、県原子力市、境港市 の意見を割り出す。 OH25. 12. 25 知事が中国電力茹田社長と意見 交換	

県等からの意見と誠実な対応 を追加) 等をお願いする】 ■H23. 11. 25 第 5 回島根原原子力発電所に係 る島根原原子力防災体制協議 会〔発電所の増設計画等に対 する事前了解〕は、事前の報 告をお願いする。】	OH23. 11. 28 県議会全員協議会「島根原原子力 発電所に係る中国電力株式会社 との協定について」	▲H23. 12. 1 市議会全員協 議会 ▲H23. 12. 12 市議会全員協 議会 ◆H23. 12. 5 経済厚生委員 会 ◆H23. 12. 14 市議会本会議 全議員が賛否 に係る意見を 発言する。	OH23. 12. 15 知事、米子市長、境港副市長会議
12 月 25 日 島根原原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱 締結 ※ 5 月 27 日の中国電力山下社長（当時）への申入れで開始した協定締結に向けての協議は、常に公開（原則一般傍聴も可能）で実施し、報道機関等を通じて県民にお知らせするとともに、また、住民の代表である県議会（常任委員会、特別委員会）に対しても、その都度説明をしてきた。	OH24. 1. 23 協定等の運用開始	OH24. 11. 1 知事から中国電力茹田社長へ直 接、立地県並みの安全協定への 改定について申入れ OH24. 11. 20 第 1 回島根原原子力発電所に關す る安全協定改定に係る協議会 (実務者レベル) 開催	OH24. 11. 1 知事から中国電力茹田社長へ直 接、立地県並みの安全協定への 改定について申入れ OH25. 3. 13 副知事から中国電力副社長へ直 接、安全協定の改定協議状況に 関する申入れ OH25. 3. 15 中国電力清水副社長が知事へ直 接申入れに對して（文書）回 答・立地県と同等の対応を 行う ・島根原原子力発電所に係る鳥取 県民の安全確保等に関する協定 の改定に關する申入れについて (回答)

		鳥取県防災会議（地域防災計画と広域住民避難計画の修正）→避難時間を4日間から20時間に短縮	H28.4.28 ■H28.5.21 中国電力清水副社長が本県に對して、島根原発1号機の廃止措置計画等に係る安全協定について事前報告 ■H28.5.21 中国電力主催の住民説明会〔夢みなとタワー（境港市）〕	知事がから中国電力副社長へ申入れ ・島根1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設の設置等の事前報告に際し、安全を第一義に周辺地域に立地と同様に情報を提供し、同じように安全を図ること。住民説明を行うこと OH28.5.16 ■H28.7.4 原子力規制委員会へ申請 OH28.5.22 中国電力清水副社長が本県に對して、島根原発1号機の廃止措置計画等に係る安全協定について事前報告 ■H28.7.4 原子力規制委員会へ申請 OH28.5.31 鳥取県議会常任委員会 OH28.5.22 第1回鳥取県原子力安全対策合同会議（島根原子力規制事務所、中電からの聞き取り） OH28.6.10 ▲H28.6.10 米子市議会全員協議会 OH28.6.17 ■H28.6.17 原子力規制委員会へ申請 OH28.6.22 第1回鳥取県原子力安全対策合同会議（島根原子力規制事務所、中電からの聞き取り） OH28.6.31 鳥取県議会常任委員会 OH28.6.12 原予力安全対策PT会議（コアメンバー）・3首長意見交換 OH28.6.15 鳥取県議会全員協議会（中国電力による説明、事前報告について） OH28.6.17 中国電力迫谷副社長への安全協定に基づく回答及び安全協定の改定申入れ ・島根1号廃止措置計画等の事前報告の可否に関する最終的な意見は留保し、条件を付して回答する。 ・最終的な意見は、今後、原予力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中電から審査結果について説明を受け、議会、県安全顧問、原子力安全対策合同会議等と協議の上、提出する。 ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること。 OH28.6.17 島根県からの覚書に基づく意見回答 OH28.6.17 国要望（原予力規制委員会、経済産業省、内閣府） OH28.7.4 安全協定に基づき申請した旨の報告受	◆H28.5.17 境港市議会（中電からの聞き取り） ◆H28.6.8 境港市議会全員協議会
H26	■H27.3.18 中国電力清水副社長が知事に1号機廃止の事前報告	OH26.10.21 知事が中国電力社長に原子力災害対策（人件費など）の負担への協力を要請（中国電力本社） OH27.3.18 中電は取締役会で1号機を廃止決定し、本県に対し廃止を決定した電気事業法上の運転終了に関する届出を経済産業省に行うことの報告を知事が受領（立地と同等の対応） OH27.3.18 知事が中国電力清水副社長へ、1号機の厳正な安全管理、廃炉に向けた一連の手続きにおける県等への安全協定に基づく報告、安全協定等の改定等について申入れ・立地県と同等の対応を行ふ	OH27.5.1 1号機運転終了に伴い、廃炉に当たっては、安全協定に基づく報告など立地自治体と同等に対応するよう申入れ OH27.5.15 1号機運転終了に伴い、厳正な安全管理、立地自治体と同様に対応すること及び安全協定を立地自治体と同等の内容に改定すること等について申入れ OH27.9.14 計器の校正記録の不適切な取扱いに關することについて、再発防止対策の徹底、再発防止対策を取り組み状況の適宜報告、國の確認・指導・監督内容報告及び積極的かつわかりやすい情報の公開すること等を申入れ OH27.9.14 中国電力清水副社長から副知事に計器の校正記録の不適切な取扱いに関する調査結果を報告	◆H27.9.4 第1回境港市原子力発電所環境安全対策協議会開催 OH27.9.11 中国電力清水副社長から副知事に計器の校正記録の不適切な取扱いに関する調査結果を報告	

		鳥取県原子力発電所1号機営業運転終了	H27.4.30 ■H27.4.30 島根原子力発電所1号機営業運転終了	OH27.5.1 1号機運転終了に伴い、廃炉に当たっては、安全協定に基づく報告など立地自治体と同等に対応するよう申入れ OH27.5.15 1号機運転終了に伴い、厳正な安全管理、立地自治体と同様に対応すること及び安全協定を立地自治体と同等の内容に改定すること等について申入れ OH27.9.14 計器の校正記録の不適切な取扱いに關することについて、再発防止対策の徹底、再発防止対策を取り組み状況の適宜報告、國の確認・指導・監督内容報告及び積極的かつわかりやすい情報の公開すること等を申入れ OH27.12.8 知事が中国電力清水副社長へ、島根原子力発電所1号機の廃止措置等を踏まえた安全協定改定に関する申入れ（米子市長及び境港市長連名） OH27.12.14 中国電力より、申入れに対する文書回答（安全協定を改定する協議について等）	◆H27.9.4 第1回境港市原子力発電所環境安全対策協議会開催 ▲H28.2.18 第1回米子市原子力発電所環境安全対策協議会開催
					12月22日「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱」の一部を改定する協定締結

H29	■H29. 4. 19 中国電力天野鳥取支社長が本県に対して、島根原発1号機の廃止措置計画が認可された旨を報告	OH29. 4. 26 国要望(原子力規制委員会、経済産業省、内閣府) OH29. 5. 16 原子力安全対策PT会議(原子力規制庁、中電からの聞き取り)	OH29. 4. 9 中国電力社長に鳥取県知事、米子市長、境港市長連名で文書回答。
	■H29. 6. 1 中電主催の住民説明会(米子市)	OH29. 5. 19 鳥取県議会議員全員協議会	【要旨】 ・概要説明の申し出は、新規制基準適合性審査申請に係る説明ではないことを前提に受け入れる。 ・島根3号機については、これまで周辺地域に対して誠意ある説明がなされたことは言い難く、今次の申出により、その懸念について、住民、鳥取県、米子市及び境港市並びにそれらの議会、鳥取県原子力安全顧問等に、誠実かつ丁寧に説明すること。 ・安全協定を立地自治体とともに内容に改定することも含め、立地自治体と同等の対応を求める。
	■H29. 7. 28 中国電力が廃止措置作業に着手	OH29. 5. 26 第1回原子力安全顧問会議及び第1回原子力安全対策合同会議(原子力規制庁、中電からの聞き取り)	OH30. 4. 18 島根3号機に係る共同検証チーム会議 ・3号機の概要(構造、規模、機能、特性、建設の経緯等)や安全対策等について検証するため、鳥取県、米子市及び境港市の実務担当者で構成する共同検証チーム会議を運営。 ※同年7.20までに会議10回運営し、H30.8.1第5回原子力安全対策PT会議でその検証内容を報告した。
		OH30. 4. 20 第2回原子力安全対策PT会議において、中国電力から島根3号機の説明を受け3首長が意見交換。	OH30. 5. 28 第3回原子力安全対策PT会議において、中国電力から安全協定に基づき島根3号機の新規制基準適合性審査の申請の事前報告を受け、3首長が、今後の対応を協議。
		■H30. 5. 22 中国電力迫谷副社長が知事に3号機の新規制基準に係る安全対策に関する事前報告を行う。	OH30. 6. 6 第4回原子力安全対策PT会議において、島根3号機の新規制基準への適合性申請に係る内容の説明を受け、3首長が意見交換。
		▲H29. 6. 19 米子市議会全員協議会 ◆H29. 6. 14 境港市議会から市長への回答	OH30. 6. 14 鳥取県議会全員協議会 (中国電力による説明、事前報告について)。
		OH29. 6. 24 原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換	OH30. 6. 23 第1回原子力安全顧問会議において、島根3号機の新規制基準に係る適合性審査申請の内容について審議。
		OH29. 6. 26 鳥取県議会議員全員協議会 OH29. 6. 27 中国電力迫谷副社長への安全協定に基づく回答及び安全協定の改定申入れ	OH30. 7. 13 第2回原子力安全顧問会議において、島根3号機の新規制基準に係る適合性審査申請の内容について審議。
		・島根1号機除山措置計画の事前報告の可否に関しては、8項目の条件を付した上で、廃止措置の全体計画及び解体工事準備期間(第1段階)の実施に限り了解する。 ・安全協定も立地自治体と同内容に改定すること。	OH30. 8. 1 第5回原子力安全対策PT会議において、3首長が意見交換。
		OH29. 6. 28～29 国要望(原子力規制委員会、内閣府、経済産業省) OH29. 7. 7 島根県からの覚書に基づく意見照会、島根県への覚書に基づく意見回答	OH30. 8. 2 鳥取県議会全員協議会
H30	■H30. 4. 4 中国電力清水社長から本県に対して島根原子力発電所3号	OH30. 4. 4 第1回原子力安全対策PT会議(コアメンバー)中国電力から島根3号機に係る概要説明の申し出への対応について米子市、境港市と意見交換。	

H29	■H29. 4. 19 中国電力天野鳥取支社長が本県に対して、島根原発1号機の廃止措置計画が認可された旨を報告	OH29. 4. 26 国要望(原子力規制委員会、経済産業省、内閣府) OH29. 5. 16 原子力安全対策PT会議(原子力規制庁、中電からの聞き取り)	OH29. 4. 9 中国電力社長に鳥取県知事、米子市長、境港市長連名で文書回答。
	■H29. 6. 1 中電主催の住民説明会(米子市)	OH29. 5. 19 鳥取県議会議員全員協議会	【要旨】 ・概要説明の申し出は、新規制基準適合性審査申請に係る説明ではないことを前提に受け入れる。 ・島根3号機については、これまで周辺地域に対して誠意ある説明がなされたことは言い難く、今次の申出により、その懸念について、住民、鳥取県、米子市及び境港市並びにそれらの議会、鳥取県原子力安全顧問等に、誠実かつ丁寧に説明すること。 ・安全協定を立地自治体とともに内容に改定することも含め、立地自治体と同等の対応を求める。
	■H29. 7. 28 中国電力が廃止措置作業に着手	OH29. 5. 26 第1回原子力安全顧問会議及び第1回原子力安全対策合同会議(原子力規制庁、中電からの聞き取り)	OH30. 4. 18 島根3号機に係る共同検証チーム会議 ・3号機の概要(構造、規模、機能、特性、建設の経緯等)や安全対策等について検証するため、鳥取県、米子市及び境港市の実務担当者で構成する共同検証チーム会議を運営。 ※同年7.20までに会議10回運営し、H30.8.1第5回原子力安全対策PT会議でその検証内容を報告した。
		OH30. 4. 20 第2回原子力安全対策PT会議において、中国電力から島根3号機の説明を受け3首長が意見交換。	OH30. 5. 28 第3回原子力安全対策PT会議において、中国電力から安全協定に基づき島根3号機の新規制基準適合性審査の申請の事前報告を受け、3首長が、今後の対応を協議。
		■H30. 5. 22 中国電力迫谷副社長が知事に3号機の新規制基準に係る安全対策に関する事前報告を行う。	OH30. 6. 6 第4回原子力安全対策PT会議において、島根3号機の新規制基準への適合性申請に係る内容の説明を受け、3首長が意見交換。
		▲H29. 6. 19 米子市議会全員協議会 ◆H29. 6. 14 境港市議会から市長への回答	OH30. 6. 14 鳥取県議会全員協議会 (中国電力による説明、事前報告について)。
		OH29. 6. 24 原子力安全対策PT会議(コアメンバー)・3首長意見交換	OH30. 6. 23 第1回原子力安全顧問会議において、島根3号機の新規制基準に係る適合性審査申請の内容について審議。
		OH29. 6. 26 鳥取県議会議員全員協議会 OH29. 6. 27 中国電力迫谷副社長への安全協定に基づく回答及び安全協定の改定申入れ	OH30. 7. 13 第2回原子力安全顧問会議において、島根3号機の新規制基準に係る適合性審査申請の内容について審議。
		・島根1号機除山措置計画の事前報告の可否に関しては、8項目の条件を付した上で、廃止措置の全体計画及び解体工事準備期間(第1段階)の実施に限り了解する。 ・安全協定も立地自治体と同内容に改定すること。	OH30. 8. 1 第5回原子力安全対策PT会議において、3首長が意見交換。
		OH29. 6. 28～29 国要望(原子力規制委員会、内閣府、経済産業省) OH29. 7. 7 島根県からの覚書に基づく意見照会、島根県への覚書に基づく意見回答	OH30. 8. 2 鳥取県議会全員協議会
H30	■H30. 4. 4 中国電力清水社長から本県に対して島根原子力発電所3号	OH30. 4. 4 第1回原子力安全対策PT会議(コアメンバー)中国電力から島根3号機に係る概要説明の申し出への対応について米子市、境港市と意見交換。	

	■R3. 10. 15 中電主催の住民説明会（境港市） ■R3. 10. 18 中電主催の住民説明会（米子市）	CR3. 10. 5 令和3年度第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、①改定が遅れた理由、「立地自治体固有の規定」とについて説明と、②改定内容の提示を要請
	OR3. 10. 22 令和3年度第2回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、協定改定案の説明を受けるとともに、県の防災対策費（人件費等）への財政負担を要請	
	OR3. 10. 24 県、米子・境港両市による島根原子力発電所に関する住民説明会（米子市）を開催	
	OR3. 10. 30 県、米子・境港両市による島根原子力発電所に関する住民説明会（境港市）を開催	
	OR3. 11. 8 原子力安全顧問会議にて、島根2号機新規制基準への適合性に関する取りまとめ等を審議	
	OR3. 11. 8 鳥取県原子力安全対策協同会議（第1回）にて、国及び中国電力から島根2号機の審査結果・緊急時対応等の説明を受け、意見交換等を実施	
	OR3. 11. 17 原子力安全顧問会議にて、原子力安全顧問から知事へ島根2号機の審査結果の検証について報告	
	OR3. 11. 18 県、米子・境港両市による住民避難計画説明会（鳥取市）を開催（県民27名参加）	
	OR3. 11. 22 第2回原子力安全対策協同会議にて、島根2号機の審査結果の検証に関する顧問会議意見について意見交換	
	OR3. 11. 23 県、米子・境港両市による住民避難計画説明会（倉吉市）を開催（県民19名参加）	
	OR3. 11. 24 県、米子・境港両市による島根原子力発電所に関する住民説明会（米子市（2回目））を開催（県民21名参加）	
	OR4. 2. 16 原子力安全対策協同会議（第3回）にて、米子市、境港市の原子力発電所環境安全対策協議会の意見を伺う	
	OR4. 2. 18 第4回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、中国電力から改定内容の説明受け意見交換	
	OR4. 3. 10 第5回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会にて、中国電力から提示された改定内容の了解と、同協議会の終了、調印に向け手続きを進めることを確認	
	OR4. 3. 23 令和3年度第2回原子力安全対策PT会議（コアメンバー）にて、米子市、境港市市長等と協議。中国電力副社長が協定改定の協議の再開を了承	

	OR30. 8. 6 事前報告に対する鳥取県等の意見回答 平井知事が中国電力平野副社長に対し、安全協定に基づいて、米子市及び境港市と連名で、島根3号機の新規制基準適合性確認申請の事前報告への意見を回答。 ・安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関して、条件を付した上で最終的な意見を保留する。最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、原子力安全顧問、米子市、境港市の意見を開いた上で提出する。 ・「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）	OR30. 8. 7 島根県から「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づき意見照会 OR30. 8. 7 島根県に覚書に基づき、米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県の回答を文書で行う。
OR30. 8. 9 国要望（経済産業省、原子力規制庁） OR. 10. 27 国要望（内閣府 小泉原子力防災担当大臣） OR. 11. 8～9 令和2年度 島根地域における2県・内閣府との合同原子力防災訓練実施	◆R2. 2. 14 令和元年度第1回米子市原子力発電所環境安全対策協議会 ◆R2. 2. 18 令和元年度第1回境港市原子力発電所環境安全対策協議会	OR2. 7. 21 国要望（原子力規制庁） OR2. 10. 28～31 令和2年度島根地域における2県・6市の合同原子力防災訓練実施
R元	OR3. 9. 15 島根2号機の原子炉設置変更許可	▲R3. 1. 24 令和2年度第1回米子市原子力発電所環境安全対策協議会（資料送付のみ） ◆R2. 11. 20 令和2年度第1回境港市原子力発電所環境安全対策協議会
R2		OR3. 9. 15 島根2号機炉が新規制基準に適合していることを示す審査書を原子力規制委員会で承し、設置変更許可
R3		OR3. 9. 15 中国電力芦谷副社長が知事に合格を報告。県は原子力安全対策PT会議（コアメンバー）にて、中国電力から説明を受け、知事が米子・境港市市長等と協議。中国電力副社長が協定改定の協議の再開を了承

		OR5.9.19 常任委員会にて、島根1号機の廃止措置計画変更に係る中国電力の参考意見を招致
		OR5.10.7 令和5年度第1回原子力安全対策PT会議（コアメンバーハー）にて、米子市、境港市の島根1号機の廃止措置計画の変更に係る意見の聴取と今後の対応について協議
	OR5.10.13 島根1号機の廃止措置計画変更に係る中国電力への回答を実施	OR5.10.17 島根1号機の廃止措置計画変更に係る国への申入れ
	OR5.11.5 ほか 令和5年度島根地域における2県・6市の合同原子力防災訓練実施	OR5.11.21 鳥取県は、原子力防災支援基地（江府町美用）の運用開始式を実施
	■R5.12.11 中国電力は島根1号機の廃止措置計画変更認可を原子力規制委員会へ申請	OR6.4.4 令和6年度第1回原子力安全対策PT会議（コアメンバーハー）で、能登半島地震を受けた島根原子力発電所に係る中国電力及び国の申入れについて協議
R6	■R6.4.5 令和6年能登半島地震を踏まえた島根原発の安全対策について国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）へ申入れ	OR6.4.4 令和6年能登半島地震を踏まえた島根原発の安全対策について中国電力へ申入れ
	■R6.5.17 原子力規制委員会が島根1号機の廃止措置計画変更申請を認可（第2段階への移行）	OR6.5.30 原子力規制委員会が島根2号機の保安規定変更の認可
	■R6.5.30 原子力規制委員会が島根2号機の保安規定変更の認可	OR6.7.20 島根原発に係る内閣府との意見交換
	OR6.7.20 原子力防災に関する内閣府との意見交換会	OR6.9.9 原子力安全顧問会議で、島根2号機の審査結果等に対する専門家意見を聴取
	■R6.9.9 原子力安全対策合同会議で、米子市、境港市の原子力発電所に係る意見を招致	OR6.10.5 令和6年度第3回原子力安全対策PT会議（コアメンバーハー）で、中国電力への意見及び国への申入れについて協議
	■R6.10.5 島根2号機の安全対策について中国電力へ意見提出	OR6.10.10 島根2号機の安全対策について中国電力へ意見提出
	■R6.10.10 島根2号機の安全対策について中国電力へ意見提出	OR6.10.11 ほか

	OR4.3.24 鳥取県議会全員協議会にて、執行部が知事意見、安全協定に基づく中電への意見回答、覚書に基づく島根県への意見回答、中電に対する付帯条件、国要望（資源エネルギー庁、原子力規制委員会、内閣府）、米子市からの意見書、境港市からの意見書について説明見書きについて説明	4月8日「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱」の一部を改定する協定締結 ※「現地確認」を「立入調査」に、立入調査の結果、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を要求する規定（措置による規定）を追加、核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡に輸送日時、経路等の詳細な情報を加え、事前了解については安全協定の適用が立地自治体と同じであることを確認の上、条文に「誠意をもつて対応する」との記載を加え、「計画等の報告」を事前報告とするなど安全協定を一部改定。
R4	OR4.6.2 島根県知事が島根2号機の再稼働同意を表明	OR4.6.5 山陰両県知事会議で丸山知事が、島根県知事から再稼働判断の理解と中国電力及び国への要請について説明。
	OR4.6.14 島根県知事が中国電力社長に設置変更許可に係る事前了解の回答と要請を実施	OR4.7.6 島根県及び島根県は、中国電力と島根原子力発電所に関する原子力防災に係る協力協定を締結
	■R4.7.6 中国電力は、鳥取県及び島根県と島根原発所に関する原子力防災に係る協力協定を締結	OR4.7.6 鳥取県は、中国電力と島根原子力発電所に関する原子力防災に係る財源協力協定を締結
	OR4.12.23 鳥取県は、原子力防災支援基地（鳥取市松原）の運用開始式を実施	OR4.12.23 鳥取県は、原子力防災支援基地（鳥取市松原）の運用開始式を実施
R5	■R5.8.8 中国電力は、安全協定に基づき県と米子市、境港市へ島根1号機の廃止措置計画変更認可申請に係る事前報告	OR5.9.1 原子力安全顧問会議にて、島根1号機の廃止措置計画の変更に係る意見を招致
	■R5.8.30 島根2号機の設計及び工事の計画が認可	OR5.9.1 原子力安全対策合同会議（第1回）にて、米子市、境港市の原子力発電所環境安全対策に係る意見を同う

第201200118956号
平成24年11月1日

写

<p>R6.10.23 原子力規制委員会が島根2号機の安全対策について、国(原子力規制委員会、内閣府、経済産業省)へ申入れ</p> <p>R6.10.25 島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の原子炉設置更許可</p> <p>R6.10.28 島根2号機の安全対策工事完了、燃料装填開始</p>	<p>OR6.10.25 (3系統目)の審査合格について中国電力から報告</p> <p>OR6.11.16(ほか) 令和6年度島根地域における2県・6市の合同原子力防災訓練実施</p>	<p>中国電力株式会社 取締役社長 萩 田 知 英 様</p>
<p>R6.11.21 原子力安全顧問会議で、島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の審査に対する専門家意見を聴取</p>	<p>OR6.11.24 原子力安全対策協議会の委員から島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の審査結果に関する意見を聴取。</p>	<p>鳥取県 鳥取県知事 平井伸治</p>
<p>R6.12.7 島根2号機の原子炉起動</p>	<p>OR6.12.13 令和6年度第4回原子力安全対策PT会議(コアメンバーペー)で、島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)に係る中国電力への回答及び国への要望について協議</p>	<p>米子市 米子市長 野坂康夫</p>
<p>R6.12.23 島根2号機の再稼働(発電機並列)</p>	<p>OR6.12.19 島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)に係る中国電力の事前報告に対して回答</p> <p>OR6.12.25 島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)について、国(原子力規制委員会、内閣府、経済産業省)へ申入れ</p>	<p>境港市 境港市長 中村勝治</p>
<p>R7.1.10 島根2号機の営業運転再開</p>		

去る9月19日、国の原子力安全規制に関する新組織(原子力規制委員会)が発足するとともに、原子力災害対策特別措置法及び同法施行令等が改正されたことにより、既に島根原子力発電所に係る地域防災計画(原子力災害対策対策編)を策定していた鳥取県は、関係周辺都道府県に、米子市、境港市は関係周辺市町村に位置付けられることとなりました。

また、先に発表された原子力規制委員会(原子力規制庁)の原子力災害対策指針により、緊急時防護措置準備区域(UPZ)に鳥取県が位置付けられることになりました。

ついで、責任に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、下記のとおり島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定(以下「安全協定」という。)第19条の規定により、安全協定の改定を申し入れます。

記

- 1 安全協定を立地県・立地市並の協定となるよう改定すること。
- 2 同趣旨要綱第11条の規定により、実務担当者で構成される協議会を設置し、誠意ある協議を行うこと。

資料編 資料4

写

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書

島根県（以下「甲」といふ。）、鳥取県（以下「乙」といふ。）並びに米子市及び境港市（以下「丙」といふ。）
は、甲が島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続を経ることを確認する。

記

1 甲は、乙及び丙の考え方をよく理解し、誠意をもつて対応する。

2 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙及び丙に説明する。

3 単純の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。

その際、乙から甲に対し、丙の意見等を踏まえた意見等の提出があつた場合には、甲は、当該意見等を付で届けるものとする。

平成25年11月7日

島根原子力発電所の安全対策、防災対策に係る協定の締結状況

鳥取県は、島根原子力発電所に係る県民の安全対策、防災対策については、関係する機関と各種協定を締結しています。

協定締結日	締結相手	協定の概要
R4. 4. 8	中国電力	・島根原原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定 ・島根原原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営 →協定は「資料5」、運営要綱は「資料6」をご覧ください。
R4. 7. 6	中国電力	・島根原原子力発電所に係る原子弹力防災に関する協定 ・島根原原子力発電所に係る原子弹力防災に関する財源協力協定 →協定は「資料8」、財源協力協定は「資料9」をご覧ください。
		大規模広域災害時ににおけるバスによる緊急輸送に関する協定
		【協定の概要】 (1) 府県バス協会は、大規模広域災害時ににおいて、府県からの要請に基づき、次の業務に協力する。 ア　被災者（滞留者を含む）の輸送業務 イ　災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務 ウ　ボランティアの輸送業務 等 (2) 他府県への協力を要請する必要がある場合は、広域連合が応援調整を実施する。
H27. 12. 2	2府8県バス協会	原子弹力災害時ににおけるバスによる緊急輸送等に関する協定
H29. 4. 17	中国5県のバス協会	【協定の概要】 中国5県バス協会は、原子弹力災害時ににおいて、両県からの要請に基づき、次の業務に協力する。 ア　バスによる避難住民等の輸送業務 イ　その他県が必要とする支援業務
H29. 7. 24	中国5県のタクシー協会	【協定の概要】 中国5県タクシー協会は、原子弹力災害時ににおいて、両県からの要請に基づき、次の業務に協力する。 ア　福祉タクシーによる避難者（要配慮者）の輸送業務 イ　その他県が必要とする福祉タクシーによる支援業務
H27. 8. 17	2府8県放射線技師会及び日本診療放射線技師会	【協定の概要】 ・府県放射線技師会は、原子弹力災害時ににおいて、府県からの要請に基づき、住民等の汚染スクリーニング及び除染業務の指導・実施等に協力 ・他府県への協力を要請する必要がある場合は、広域連合が応援調整を実施 ・その際、日本診療放射線技師会は府県放射線技師会間の調整等を実施

※各協定書については、ホームページ『とっとりの原子弹力防災』をご覧ください。

【島根原子力発電所に関する協定】

<https://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=10558>

【人形町環境技術センターに関する協定】

<https://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/index.php?view=10846>

資料編

資料5

鳥取原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定

- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
- (2) 原子炉施設（核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更
- (3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更
- 2 甲、乙及び丙は、前項に定める報告について意見を述べることができるものとする。
- 3 丁は、前項の規定による意見があつた場合は、誠意をもって対応するものとする。

（安全確保等の責務）

- 第1条 丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るために、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設、運転・保守及び廃止（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。
- 2 丁は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うことともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。
- 3 丁は、放射線防護上の管理を徹底することともに、施設の改善を行ふものとする。
- 4 丁は、原子力に関する安全文化醸成に向けた活動を継続的に行ふものとする。
- (情報の公開)
- 第2条 甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。
- (放射性廃棄物の放出管理)
- 第3条 丁は、発電所から放出される気体及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。
- 2 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。

（核燃料物質等の保管管理）

- 第4条 丁は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。
- 2 丁は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。
- (環境放射線等の測定)
- 第5条 甲、乙、丙及び丁は、発電所に隣接する鳥取県内の環境放射線に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。
- 2 乙、丙及び丁は、前項による計画の策定又は変更について意見を述べることができるものとする。
- 3 甲は、前項の規定による意見があつた場合は、誠意をもって対応するものとする。
- 4 甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち会わせることができるものとする。
- 5 甲は、測定結果を公表するものとする。

（計画等の事前報告）

- 第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に別に定めるところにより報告するものとする。
- (異常時における連絡)
- 第7条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に掲げる事項について意見を述べることとする。
- 1 原子炉施設の故障があるとき。
- 2 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。
- 3 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となつたとき。
- 4 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。

- (2) 放射性物質の漏えい関係
- ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
 - ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。

(3) 放射線被ばく関係

- ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
- ② 線量限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。

(4) その他

- ① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- ② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- ③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- ④ 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。
- ⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。
- ⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。

2 甲、乙及び丙は、丁に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。

(立入調査)

- 第11条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対して報告を求め、又は甲は、甲の職員を発電所に立ち入調査させることができるものとする。
- 2 丁は、前項の立入調査をするものとする。
- 3 第1項の規定により立入調査を行う者は、安全確保のため丁の保安規定その他関係法令に従うものとする。
- 4 第1項の規定により立入調査を行う場合は、甲は、丁に対して立入調査を行う者の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。

(適切な措置の要求)

- 第12条 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、乙及び丙の意見を聴取し、丁に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求めるものとする。
- 2 丁は、前項の求めがあったときは、誠意をもって対応するものとする。

(教育訓練)

- 第13条 丁は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。
- 2 丁は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。

(防災対策)

- 第14条 丁は、原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項に基づき策定した計画）に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲、乙及び丙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

(公衆への広報)

第15条 丁が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲、乙及び丙に対して事前に連絡するものとする。

(連絡の方法)

第16条 丁は、甲、乙及び丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

- (1) 第6条、第7条及び第8条に掲げる事項については、文書をもつて連絡するものとする。
- (2) 第9条、第10条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもつて連絡するものとする。

(連絡責任者)

第17条 甲、乙、丙及び丁は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(損害の補償)

第18条 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもつて補償に当たるものとする。

2 発電所の運転等に起因して、県民に損害が発生したときは、丁は、その損失により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丁は、その損失に対する誠意をもつて補償その他の最善の措置を講ずるものとする。

3 第19条 丁は、甲、乙又は丙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(協定の改定)

第20条 この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからもその改定を申し出しができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもつて協議するものとする。

(運用)

第21条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。

2 丁は、この協定の運用において、甲、乙、丙及び丙から意見があつた場合は、誠意をもつて対応するものとする。

3 甲、乙及び丙は、第8条第1項、第9条又は第10条についての連絡又は提出を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡するものとする。

(その他)

第22条 この協定に定めた事項について疑義を生じたときは、又は定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ1通を保有するものとする。

島根原原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱
鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、境港市（以下「丙」という。）及び
中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、島根原原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。

（安全確保等の責務）

第 1 条 協定第 1 条第 1 項に定める「関係法令等」には、法令で定める規定及び原子力規制委員会決定の内規等を含むものとする。（以下同じ。）

2 甲 協定第 1 条第 2 項に定める「品質保証活動」とは、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における品質のための品質保証規程（IEAC4111）」に従つて原子力発電所の品質に影響を与える活動を管理（計画、実施、評価及び改善をいふ。）することをいう。

3 乙 協定第 1 条第 2 項に定める「高経年化対策」とは、安全第一を旨として、原子力発電施設の一定の安全水準を確保するため、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力発電施設の長期供用に伴う経年劣化の特徴を把握して、これに的確に対応した保守管理を行うことをいう。

4 丙は、協定第 1 条第 4 項の活動を行つたり、丁が開催する「原子力安全文化有識者会議」により得られた有識者からの提言を踏まえるものとする。

（放射性廃棄物の管理目標）

第 2 条 協定第 3 条における「原子力安全委員会の定める線量目標値」とは、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値（昭和 50 年 5 月 13 日原子力安全委員会決定）」による。

（計画等の事前報告）

第 3 条 協定第 6 条第 2 号に規定する「重要な変更」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）（以下この条において「法」という。）第 43 条の 3 の 8 の許可を受けようとする場合をいう。ただし、県民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。

2 甲 協定第 6 条第 1 項第 2 号に規定する「重要な変更」とは、次の各号について法第 43 条の 3 の 33 第 3 項の規定に基づき準用する法第 12 条の 6 第 3 項の認可を受けようとする場合をいう。

(1) 原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たつての計画変更
(2) 前号以外の計画変更にあっては、県民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更

3 乙 協定第 6 条第 1 項第 2 号に該当するか否かについては、事前に甲、乙、丙及び丁が協議するものとする。なお、第 1 項ただし書及び前項第 2 号における県民の安全確保等への影響とは、法第 43 条の 3 の 8 第 4 項の変更及び実用発電用原子炉の設置、重版等に関する規則第 118 条第 1 項に規定する整備な変更以外のものであつて、災害の防止上支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。

4 丙 協定第 6 条第 1 項に規定する報告は甲、乙、丙及び丁それぞれの実務担当者間ににおいて行うものとする。その報告に当たつて丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、同条第 2 項の規定による意見を述べるための検討期間を考慮し、適切に報告を行うものとする。

（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）

第 4 条 協定第 7 条に規定する連絡は、次により行うものとする。

(1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。

- (2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。
- (3) 丁は、関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは、速やかに甲、乙及び丙に連絡するものとする。
- (4) やむを得ない事由によって、輸送計画及び安全対策の内容に変更が生じた場合には、丁は直ちにその内容を甲、乙及び丙に連絡しなければならない。
- 2 甲、乙及び丙は、丁から連絡のあった内容のうち、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から公表しないものとする。
- 3 連絡様式は、別に定めるものとする。

(平常時における連絡)

第5条 協定第8条第1項に規定する連絡は、次のとおりとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
- ① 原子力発電所建設計画（その都度）
 - ② 原子炉設置変更許可申請（その都度）
 - ③ 原子炉設置変更許可（その都度）
 - ④ 建設工事計画（毎年度当初）
 - ⑤ 建設工事の進捗状況（毎月）
 - ⑥ 廃止措置計画認可申請（その都度）
 - ⑦ 廃止措置計画認可（その都度）
 - ⑧ 廃止措置計画変更認可申請（その都度）
 - ⑨ 廃止措置計画変更認可（その都度）
 - ⑩ 廃止措置計画の変更届（その都度）
- (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置計画及び廃止措置の状況
- ① 発電所の運転計画（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（前年度末）
 - ② 発電所の運転実績（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（毎年度当初）
 - ③ 発電所の運転状況（毎月）
 - ④ 計画運転停止の計画（その都度）
 - ⑤ 計画運転停止の実績（その都度）
 - ⑥ 冷却水取扱水量の変更（その都度）
 - ⑦ 廃止措置実施計画（前年度末）
 - ⑧ 廃止措置実績（毎年度当初）
 - ⑨ 廃止措置状況（毎月）
- (3) 放射性廃棄物、使用済燃料及びクリアランス対象物の管理状況
- ① 放射性廃棄物、使用済燃料及びクリアランス対象物の管理状況（毎月）
 - ② クリアンス対象物に係る認可申請及び認可（その都度）
- (4) 発電所の定期検査の実施計画及びその結果
- ① 定期検査の計画（その都度）
 - ② 定期検査の実施状況（毎月）
 - ③ 定期検査の結果（その都度）
- (5) 環境放射線の測定結果
- ① 敷地境界モニタリングポストの測定結果（毎月）

- (異常時における連絡)
- 第6条 協定第9条に規定する事項が、協定第10条に規定する事項に該当する場合、又は該当する事態になつた場合は、協定第10条の規定を適用するものとする。

- (異常時における連絡)
- 第7条 協定第10条第1項についての連絡は、原因の解明・処理方針の決定ができるでないなくても、事態収束後直ちに丁は、甲、乙及び丙に連絡するものとする。
- 2 協定第10条第1項第1号①に規定する「原子炉施設」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設とする。
- また、「故障」とは、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定される故障とする。

- 3 協定第10条第1項第1号②に規定する「安全関係設備」とは、別表1に掲げるものとする。なお、「その機能に障害を生じる不調」とは、当該系統の機器の故障により当該系統に要求される機能を満足できない状態をいう。
- 4 協定第10条第1項第1号③に規定する「計画外の出力変化」については、原子炉の出力変化が5パーセントを超えない範囲の出力変化を除くものとする。
- 5 協定第10条第1項第2号①に規定する「放射性物質」とは、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物をいう。(以下同じ。)
- 6 協定第10条第1項第3号②に規定する「特別の措置」とは、電離放射線障害防止規則第44条第1項に規定する医師の診察を受けた結果、被ばくに起因する措置を行った場合をいう。
- 7 協定第10条第1項第4号②に規定する「放射性物質の輸送」は、発電所を発地、着地とするものを対象とする。この場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の輸送については、放射能汚染を伴わない交通事故等を含むものとする。
- 8 協定第10条第1項第4号⑤に規定する「通報基準値」は、別表2に掲げるものとする。ただし、計器の不調等によるものは除く。
- 9 協定第10条第1項第4号⑥に規定する「国への報告義務がある事態が発生したとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制及び電気事業法に基づく報告義務がある事態が発生したときをいう。
- 10 協定第10条第2項に規定する「測定結果等」は、同条第1項各号の発生事態に関する資料を含むものとする。

(立入調査)

第8条 協定第11条第1項の「甲の職員」には、鳥取県原子力安全顧問が含まれる。

- 2 乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙及び丙の職員を発電所に立ち入りさせて確認させ、意見を述べができるものとする。
- 3 丁は、前項の規定による意見があつた場合は、誠意をもって対応するものとする。

(適切な措置の要求)

第9条 丁は、協定第12条第1項の規定による措置を求められた場合には、速やかに処置方針を回答するものとする。

- 2 甲は、前項の処置方針に意見がある場合には、直ちに甲及び丁において協議し、丁は適切な措置を講ずるものとする。

(公衆への広報)

第10条 丁は、原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。

(連絡の方法)

第11条 協定第16条各号に定める文書による連絡は、丁が電子メール等による甲、乙及び丙への文書送信を行った後、郵送により行うものとする。

(損害の補償)

第12条 協定第18条第1項に規定している損害は、放射線の作用等による人的又は物的損害等の直接損害をいう。この損害には自然環境への影響も含まれるものとし、原状回復措置費用についても補償対象とする。

四

別表1 第7条第3項で規定する安全関係設備

	1号機	2号機	備考
(1)	液体ボイズン系	ほう酸水注水系	原子炉停止機能
(2)	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系	炉心冷却機能
(3)	高压注水系	高压炉心スプレイ系	
(4)	低压注水系	低压注水系	
(5)	炉心スプレイ系	低压炉心スプレイ系	
(6)	格納容器冷却系	格納容器冷却系	
(7)	自動減圧系	自動減圧系	
(8)	非常用ガス処理系	非常用ガス処理系	放射性物質の閉じ込め機能
(9)	非常用ディーゼル発電機系	非常用ディーゼル発電機系	非常用電源
(10)	所内蓄電池系	所内蓄電池系	所内蓄電池系

引表2 第7条第8項で規定する異常通報基準値

(1)		計 器 名	通 報 値	備 考
敷地境界モニタリングポスト		220nGy/h		
1 号機	計 器 名	通 報 値 A （下記の状態が10時間 続くとき）	通 報 値 B （下記の状態になつ たとき）	
	原子炉建物排気筒モニタ タービン建物排気筒モニタ 放水路水モニタ	500cps 150cps 7cps	1000cps 300cps 70cps	
2 号機	原子炉建物排気筒モニタ 放水路水モニタ	500cps 8cps	1000cps 80cps	
	サイトバンク建物排気筒モニタ	150cps	積算放射能量の計測 値が左の値になつた とき	

平素より、島根原十力発電所をはじめとする当社事業部に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年11月1日に、貴県、米子市および境港市より申入れをいたしました、島根原十力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）の改定に關しましては、長期間に亘る協議にござつた「安全協定」など、種々のご尽力を賜り、だき、また、この間、協議会の開催や議会でのご議論など、種々のご尽力を賜り、

当社がご提案した安全協定の改定案は、申入れの趣旨を踏まえて、これまで真摯に検討を重ねた結果として、当社としてとり得る最大限の対応を織り込んだものであり、このたび、改定案をご承諾いただきましたこと、重ねて、早く御礼申し上げます。

当社といしましては、鳥取県民の皆さまの安全の確保及び環境の保全を図るという安全協定の目的は立地自治体と同じとの考えのもと、安全協定の運用におきましては、同協定第6条の貴県の意見の取り扱いも含め立地自治体と貴県と同様の対応を行ってまいります。

当社は今後とも、鳥取県民の皆さまの安全・安心のため、安全衛生の誠実な運用を行うとともに、島根原子力発電所の安全性を不斷に追及して いる所存でございますので、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申上げます。

上以

鳥取原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定

(情報保護)

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丙」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）におけるそれらの責務を踏まえ、次とのおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、丙の鳥取原子力発電所にかかる原子力防災対策（以下「原子力防災対策」という。）について、甲、乙及び丙が相互に連携、協力を図ることを目的とする。

（協力項目）

第 2 条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について誠意をもって協力するとともに、平時から要員や資機材等の協力体制について情報共有を行うものとする。

（1）避難退城時検査、簡易除染及びこれに付帯する事項

（2）緊急モニタリング

（3）避難行動要支援者等の避難等の支援（福祉車両の確保等を含む）

（4）放射線防護対策施設への物資供給

（5）避難所運営支援（物資輸送を含む）

（6）オフサイトセンターへの電源供給

（7）放射線防護資機材の供給支援

（8）住民相談窓口等の設置

（9）その他、原子力防災対策において法令・原子力災害対策指針の改正に伴い丙が協力することとされた事項

2 丙は、前項に定める事項のほか、原子力防災対策について積極的な協力を行うものとする。

（財源協力）

第 3 条 丙は、乙が実施する原子力防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものについて、乙及び丙が別に定めるところにより応分の負担をするものとする。

（協定の実施体制）

第 4 条 甲、乙及び丙は、本協定の実施に当たり、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要に応じて協議を行うものとする。

（有効期間）

第 5 条 本協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙のいずれかが協定の終了の申し込み、相手方のいずれもがこれを承諾するまでの間、その効力を維持するものとする。

（情報保護）
第 6 条 甲、乙及び丙は、本協定を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、本協定の期間中はもとより本協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。

（目的）
ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示が求められた場合は、この限りではない。

（協議）
第 7 条 甲、乙及び丙のいずれかが本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議を行うものとする。

2 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に關して疑義等が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、解決するものとする。

（本協定締結の証として、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ 1 通を保有するものとする。）
令和 4 年 7 月 6 日

甲 島根県 島根県知事 丸山 達也	乙 島根県 島根県知事 平井 伸治
-------------------------	-------------------------

丙 中国電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 瀧本 夏彦
--

島根原子力発電所に係る原子力防災に関する財源協力協定

島根県（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）とは、島根県と甲との間において令和4年7月6日付で締結した島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定（以下「基本協定」という。）の実施に關し、次のとおり協定を締結する。

（負担の範囲）

第1条 乙は、基本協定第3条に基づき、甲が実施する島根原子力発電所の原子力防災対策（米子市及び境港市が実施するものを含む。以下「防災対策」という。）に係る額について金1・8億円を上限に、毎年度、甲乙協議により定める額を負担するものとする。

（基金への積立て等）

第2条 甲は、前条により乙が負担した金額を甲の島根県原子力防災対策基金（以下「基金」という。）へ積み立てる。

2 甲は、防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものについて、基金を取り崩してその財源に充当する。

（国への要請）

第3条 甲は、防災対策について、引き続き国の財源確保に努めるものとする。

（有効期間、更新）

第4条 本協定の有効期間は、令和4年度から同8年度までの5年間とする。

2 甲が令和9年度以降に実施する防災対策に係る経費のうち、国の財源措置が行われないものがあるて、甲が必要であると認める場合は、島根原子力発電所の状況変化等も踏まえ、甲乙協議の上、期間を更新することができるものとする。

3 甲は、前項の協議を求める場合は、乙に対して、令和8年12月31日までに、書面により申入れを行うものとする。

4 第1項に定める期間中であっても、国が甲に防災対策の実施のために必要な措置を講ずることを求めていると認められなくなった場合、又は防災対策に係る経費の全でに國の財源措置が行われた場合は、以降本協定はその効力を失う。

5 本協定が効力を失った場合は、以降基本協定第3条はその効力を失う。

（協議）
第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める条項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、解決する。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ1通を保有するものとする。

甲　島根県
鳥取県知事　平井 伸治
乙　中国電力株式会社
代表取締役
社長執行役員
瀧本 夏彦

令和4年7月6日

写

第 202100325587 号
防起第 3219 号-1
受境自第 4 1 - 1 号
令和 4 年 3 月 25 日

中国電力株式会社
代表取締役社長 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 売太郎

原子炉等規制法の改訂に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）

平成 25 年 1 月 21 日付電原總第 24 号で報告のあったこのことについて、安全を第一義として、下記の条件を前提として了解するものであり、貴社の誠意ある対応を強く求めます。

1 島根原子力発電所 2 号炉の安全対策については、新規制基準の適合をもつて終わりではなく、ゼロリスクを追求し続けること。そのため、常に最新の知見を反映（バッシュフィット）し、自主的にも安全性向上の取組を進め、最先端の対策をとること。また、万が一事故が発生した場合には、責任をもつて完全かつ十分な賠償を行うこと。

2 引き続き実施される原子力規制委員会の工事計画認可等所要の法令上の手続きに真摯に対応するとともに、その状況を適宜鳥取県、米子市及び境港市に報告し、県民に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。この際、本県等より意見を出した場合は誠意をもつて対応すること。

3 長期にわたる停止後の再稼動となるものであり、格段の緊張感をもつて安全を第一主義として取り組むこと。また、必要な安全性を確保するため、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の向上に向け不斬の充実・強化を責任をもつて行うこと。

4 島根原子力発電所に対する武力攻撃に関する最新の知見を安全対策に反映するとともに、緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに遮断を停止すること。

5 水産資源等に影響を与えるような事態を回避するため、万全な汚染水対策を実施すること。

6 貴社と県民の信頼関係の礎となる「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定書」を重んじ、安全を第一主義とし、社員の心身の健康管理を含め、今後も安全文化の醸成に取り組み、法令や協定を遵守し信頼回復に務め、必要な対策の実施状況について適切に情報提供を行うこと。

7 鳥取県、米子市及び境港市が行う原子力防災対策について、誠意をもつて協力をを行うこと。また、それぞれの責務を踏まえ、連携・協力内容及び財源措置を継続して実施することを担保する協定を締結すること。

写

第 202100325589 号
防起第 3218 号-1
発 境 自 第 2 1 号
令 和 4 年 3 月 25 日

経済産業大臣 萩生田 光一 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 売太郎

中国電力株式会社島根原子力発電所 2 号炉の再稼働に向けた政府の方針について（回答）

令和 3 年 9 月 15 日付 20210915 資序第 1 号で理解要請のあったこのことについて（回答）

令和 3 年 9 月 15 日付 20210915 資序第 1 号で理解要請のあったこのことについて（回答）

令和 3 年 9 月 15 日付 20210915 資序第 1 号で理解要請のあったこのことについて（回答）

令和 3 年 9 月 15 日付 20210915 資序第 1 号で理解要請のあったこのことについて（回答）

令和 3 年 9 月 15 日付 20210915 資序第 1 号で理解要請のあったこのことについて（回答）

令和 3 年 9 月 15 日付 20210915 資序第 1 号で理解要請のあったこのことについて（回答）

令和 3 年 9 月 15 日付 20210915 資序第 1 号で理解要請のあったこのことについて（回答）

令和 3 年 9 月 15 日付 20210915 資序第 1 号で理解要請のあったこのことについて（回答）

令和 3 年 9 月 15 日付 20210915 資序第 1 号で理解要請のあったこのことについて（回答）

令和 3 年 9 月 15 日付 20210915 資序第 1 号で理解要請のあったこのことについて（回答）

令和 3 年 9 月 15 日付 20210915 資序第 1 号で理解要請のあったこのことについて（回答）

令和 3 年 9 月 15 日付 20210915 資序第 1 号で理解要請のあったこのことについて（回答）

令和 3 年 9 月 15 日付 20210915 資序第 1 号で理解要請のあったこのことについて（回答）

令和 3 年 9 月 15 日付 20210915 資序第 1 号で理解要請のあったこのことについて（回答）

令和 3 年 9 月 15 日付 20210915 資序第 1 号で理解要請のあったこのことについて（回答）

第20210325588号
令和4年3月25日

写

- 9 島根原子力発電所の事故時の避難では、島根県からの避難者も弓ヶ浜半島を通過する計画となっている。円滑な避難を行うためには、米子境港間の高規格道路が必要であり、早期に整備を行うこと。
- 10 原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明することともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対処も含め万全を期すこと。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となつた場合には、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指揮に従事する事業者に対し運転を停止できることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導を受けること。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政府で責任をもって体制構築と現場支援を行うこと。

島根県知事 丸山 達也 様

鳥取県知事 平井 伸治

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく手継ぎについて（回答）

令和3年12月14日付原第638号で依頼のあつたこのことについては、今後、貴県の判断の説明を受け、米子市及び境港市の意見等を踏まえて回答します。なお、中国電力株式会社からの事前報告に対し別添写しのとおり回答し、常に最新の意見を反映し安全性の向上に努めることなど7項目について特に強く求めました。

また、国に対して別添写しのとおり申し入れしました。
貴職におかれましては、島根原子力発電所で事故が起きた場合には県境に關係なく当県の県民も大きな影響を受けることに御理解いただき、島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性申請に係る事前了解願いに係る貴県の判断に際して、当職の考え方を反映していただきますよう御高配の方、宜しくお願ひいたします。

※中国電力への回答については、資料10のとおり

※国への申し入れについては、資料11のとおり

写

島原本企第1号
2022年4月7日

鳥取県知事
平井伸治様

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
清水希茂

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る
安全対策について（回答）に対する当社の対応について

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご協力を賜り、厚く
御礼申し上げます。

令和4年3月25日付第202100325587号によるご回答に對
し、下記のとおり、誠意をもって対応してまいりますので、引き続き、ご
理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 事故等のリスクを可能な限り低減させるため、地震・津波をはじめと
した各事象に係る最新の知見を安全対策に反映するとともに、新
規制基準に基づく対応にとどまらず、自主的な安全対策にもしっかりと
取り組んでまいります。

また、万が一発電所の事故により地域の皆さまに損害が生じた場合は、賠償について風評被害も含め誠意をもって責任ある対応をいたします。

2. 原子力規制委員会における工事計画認可等の審査について、引き続き
真摯に対応いたします。

また、その状況を適宜、貴県、米子市および境港市にご報告し、ご意
見に誠実に対応いたしますとともに、様々な機会を通じて分かりやすく
丁寧に説明してまいります。

3. 今後も引き続き、長期停止の影響に対する保全活動も含め、安全最優
先で緊張感をもって、万全を期します。
このため、重大事故対策の実施組織や要員の常時確保に係る体制の整

備に加え、手順書の整備、計画的な教育・訓練を通じた的確かつ柔軟に
対応できる力量の確保など、人的対応についても充実・強化を図ってま
いります。

4. 武力攻撃への対応を含め、安全性向上に必要な見について、適切に
反映してまいります。
また、設備に対する被害が想定される場合は、自らの判断で発電所を
停止することも含め、適切に対応してまいります。

5. 汚染水対策について、島根原子力発電所の特性を踏まえた対策を自主
的に講じております。引き続き、運用面も含めた充実を図ってまいります。

6. 島根県民の皆さまに信頼いただき、ご協力が得られるよう、
「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」の誠実
な運用に努めることもともとより、今後も更なる安全文化の醸成に向け、
協力会社も含めた体制整備、機能強化を図ってまいります。

7. 貴県、米子市および境港市が実施される島根原子力発電所に係る原子
力防災対策への協力内容について、今後、誠意をもって協議させていた
だきます。

また、同対策に必要な財源へのご協力についても、一定の継続性をも
つた仕組みとして協定を締結させていただきたく存じます。

以上

資料編 資料14

新規制基準適合性審査会合の開催状況
原子力規制委員会による審査は、計184回の審査会合に加え、計6回の現地調査（平成26年12月19日・平成27年2月5日・6日、10月29日・30日、平成29年8月28日、平成30年11月15日・16日、令和元年9月20日）によって行われました。

回	開催日	審査会合	内 容
1	平成原 1月16日	第 68回	島根原原子力発電所2号機に係る申請の概要
2	1月28日	第 73回	島根原原子力発電所2号機の申請内容に係る主要な論点
3	2月20日	第 83回	敷地周辺陸域の活動断層評価
4	3月19日	第 109回	敷地周辺陸域の活動断層評価
5	4月9日	第 103回	敷地周辺海城の活動断層評価〔コメント回答〕
6	4月16日	第 106回	地下構造評価
7	5月1日	第 109回	敷地周辺陸域及び海城の活動断層評価〔コメント回答〕
8	6月27日	第 121回	震源を特定せしめ得る地盤動
9	7月22日	第 125回	確率論的リスク評価
10	8月5日	第 129回	静的機器の單一故障に係る設計
11	8月28日	第 133回	格納容器フィルタベント系
12	9月5日	第 135回	地下構造評価〔コメント回答〕
13	9月11日	第 137回	指摘事項の回答〔格納容器フィルタベント系〕
14	9月30日	第 142回	確率論的リスク評価〔外部事象〕
15	10月2日	第 144回	事故シーケンス等の選定
16	10月14日	第 147回	重大事故等対策の有効性評価
17	10月16日	第 148回	重大事故等対策の有効性評価
18	10月23日	第 151回	外部火災の影響評価
19	10月30日	第 154回	内部溢水の影響評価
20	11月6日	第 155回	外部緊急重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート
21	11月13日	第 159回	可搬型重大事故等対策の有効性評価
22	11月20日	第 163回	重大事故等対策の有効性評価
23	11月21日	第 164回	地下構造評価〔コメント回答〕
24	12月4日	第 168回	火災防護
25	12月9日	第 171回	重大事故等対策の有効性評価
26	平成27年 1月15日	第 182回	重大事故等対策の有効性評価
27	1月16日	第 183回	敷地周辺陸域の活動断層評価〔コメント回答〕
28	1月27日	第 187回	重大事故等対策の有効性評価
29	2月3日	第 190回	巻き緊急遮断評価
30	2月10日	第 193回	緊急時対策所
31	2月19日	第 197回	誤操作防止、安全避難通路、安全保護回路
32	2月24日	第 199回	原子炉冷却材圧力バランス
33	2月26日	第 200回	格納容器フィルタベント系
34	3月3日	第 202回	原子炉格納容器の限界温度・圧力に関する評価
35	3月5日	第 203回	静的機器の單一故障に係る設計〔指摘事項回答〕
36	3月6日	第 204回	地下構造評価〔コメント回答〕
37	3月17日	第 207回	重大事故等対策の有効性評価
38	3月19日	第 209回	外部火災の影響評価〔指摘事項回答〕
39	3月24日	第 211回	通信聯絡設備
40	3月31日	第 213回	巻き緊急遮断評価〔指摘事項回答〕
41	4月2日	第 214回	監視設備及び監視測定設備
42	4月7日	第 216回	フィルタベント系
43	4月9日	第 217回	巻き緊急遮断評価
44	4月21日	第 220回	共用に係る設計上の考慮
45	4月24日	第 223回	敷地の地質・地質構成
46	5月12日	第 224回	重大事故等対策の有効性評価〔その1〕
47	5月15日	第 226回	敷地周辺海城の活動断層評価〔コメント回答〕
48	5月21日	第 227回	内部溢水の影響評価〔指摘事項回答〕
49	5月28日	第 231回	格納容器フィルタベント系
50	6月2日	第 233回	誤操作防止、安全避難通路、安全保護回路〔指摘事項回答〕

51 6月9日 第 236回 重大事故等対策の有効性評価 (その2)

52 6月11日 第 237回 原子炉制御室

53 6月12日 第 238回 火山影響評価

54 6月19日 第 241回 敷地周辺陸域の活動断層評価

55 6月23日 第 242回 重大事故等対策の有効性評価 (その1)

56 6月30日 第 244回 確率論的リスク評価

57 7月2日 第 245回 確率論的リスク評価 (その2)

58 7月9日 第 247回 外部事象の考慮

59 7月14日 第 249回 事故シーケンス選定

60 7月16日 第 250回 事故シーケンス選定

61 7月16日 第 250回 事故シーケンス選定 (指摘事項回答) (その2)

62 7月28日 第 254回 内部火災の防護及び海城の活動断層評価

63 7月31日 第 257回 敷地周辺陸域及び海城の活動断層評価 (コメント回答)

64 8月4日 第 258回 水素発生防止対策

65 8月6日 第 259回 内部火災の防護 (指摘事項回答) (その2)

66 8月9日 第 271回 敷地周辺陸域の活動断層評価 (コメント回答)

67 10月15日 第 283回 重大事故等対策の有効性評価 (その1)

68 11月20日 第 297回 日本海周辺大規模地震に関する調査検討会報告書」を踏まえた活動断層評価

69 12月16日 第 309回 敷地周辺陸域の活動断層評価 (コメント回答及び「活動断層端部の評価」)

70 平成28年 1月15日 第 318回 敷地の地質・地質構成

71 1月29日 第 321回 島根原原子力発電所敷地周辺陸域の活動断層評価 (コメント回答)

72 3月31日 第 345回 今後のBWRプラントの審査における論点及び今後の審査の進め方

73 4月21日 第 353回 BWR審査における論点及び今後の審査の進捗

74 4月28日 第 358回 火山影響評価 (コメント回答)

75 5月13日 第 360回 震源を特定して算定する地震動

76 5月26日 第 363回 地震による損傷の防護分類について

77 7月12日 第 379回 施設の前震重複分類の変更

78 8月25日 第 393回 重大事故等対策の有効性評価 (コメント回答)

79 9月15日 第 400回 旗頭を特定して算定する地震動

80 11月11日 第 414回 旗頭を特定して算定する地震動

81 11月17日 第 415回 基準津波の算定

82 12月16日 第 423回 基準津波の算定

83 平成29年 2月17日 第 434回 敷地ごとに震源を特定して算定する地震動

84 6月9日 第 474回 地震による損傷の活動断層評価 (コメント回答)

85 7月28日 第 491回 地震による震源を特定する活動断層評価 (コメント回答)

86 9月29日 第 515回 地震による震源を特定する活動断層評価 (コメント回答)

87 10月27日 第 524回 地震ごとに震源を特定して算定する地震動 (コメント回答)

88 12月1日 第 530回 地震ごとに震源を特定して算定する地震動

89 2月2日 第 544回 基準地震動の策定について (コメント回答)

90 2月16日 第 549回 基準地震動の策定 (コメント回答)

91 4月6日 第 563回 基準津波の策定 (コメント回答)

92 4月27日 第 566回 基準津波の年超過確率 (コメント回答)

93 5月25日 第 575回 基準津波の年超過確率 (コメント回答)

94 6月1日 第 579回 基準地震動の年超過確率 (コメント回答)

95 7月20日 第 605回 基準津波の年超過確率 (コメント回答)

96 9月28日 第 622回 基準津波の年超過確率 (コメント回答)

97 12月14日 第 632回 基準津波の年超過確率 (コメント回答)

98 12月18日 第 663回 基準津波の年超過確率 (コメント回答)

99 平成31年 1月18日 第 671回 基準津波の年超過確率 (コメント回答)

100 2月5日 第 675回 不法な侵入防止、原子弹冷却材圧力バウンダリ、誤操作の防止、避難通路等、全交

101 2月26日 第 686回 流動力電源喪失対策設備、安全保護回路

102 3月14日 第 693回 耐津波設計

103 4月4日 第 699回 外部事象の影響評価、放射性固体廃棄物の固化材変更、保安電源設備の整備

104 4月9日 第 701回 耐震設計の基本方針、PRA (内部事象、地震、津波) の再評価

105 令和元年 5月9日 第 713回 内部溢水影響評価、竜巻影響評価、竜巻のまとめ方

106	5月21日	第 715回	耐津波設計(防波堤損傷時の運用方針、入力津波の設定)	
107	5月30日	第 720回	内部火災影響評価、燃料ブール、安全施設、放射性固体廃棄物の固化材変更	
108	6月11日	第 724回	炉心損傷防止対策の有効性評価	
109	6月18日	第 730回	耐震設計(弹性設計用地盤動、地下水位、液状化影響)	
110	6月27日	第 736回	耐津波設計(津波荷重の設定)、電巻影響評価、外部事象の影響、誤操作の防止、全交流電源喪失対策設備	全
111	6月28日	第 737回	基準津波の策定(1号放水連絡通路防波壁における評価)	
112	7月2日	第 739回	外部事象の影響、(地すべりと土石流)、耐津波設計(地山の健全性)	
113	7月9日	第 742回	炉心損傷防止対策の有効性評価	
114	7月25日	第 748回	内部給水影響評価、安全施設、固化材変更、炉心損傷防止対策の有効性評価	
115	8月1日	第 754回	耐震設計(建築物の地震応答解析モデル、入力地盤動、津波の評価)	
116	8月22日	第 757回	外部火災影響評価、火災による損傷防止(内筋のみ)	
117	8月27日	第 759回	耐震設計(SA設備への地震による荷重と運転時荷重の組み合わせ、地震時の被覆管の閉じ込み機能の維持)	
118	8月30日	第 762回	基礎地盤及び周辺斜面の安定性	
119	9月5日	第 766回	耐震設計(弹性設計用地盤動、水平2方向及び鉛直方向地震力の適切な組み合わせ)	
120	9月12日	第 770回	竜巻影響評価、外部事象の影響	
121	9月13日	第 771回	基準津波の策定(1号放水連絡通路防波壁における評価)	
122	10月1日	第 780回	内部火災及び外部火災	
123	10月8日	第 781回	重大事故対策(燃料ブールでの燃料損傷防止対策)、耐震設計(耐震設計手法の最新化)	
124	10月24日	第 786回	耐震設計(建物基礎への新たな設計手法の適用等)	
125	10月29日	第 789回	内部溢水	
126	10月31日	第 790回	耐津波設計、重大事故対策(運転中の炉心損傷防止(運転停止中の燃料損傷防止耐震設計)、副装置(ダンバ)の追加)、重大事故対策(外部からの衝撃による損傷の防止対策)	
127	11月12日	第 796回	耐震設計(副装置(ダンバ)の追加)、重大事故対策(運転停止中の燃料損傷防止対策)	
128	11月14日	第 797回	地震耐震設計(建物屋根への新たな設計手法の適用、設計手法等の精緻化)	
129	11月22日	第 802回	斜面の安定性	
130	11月28日	第 803回	炉心損傷防止対策の有効性評価	
131	12月5日	第 806回	有蓋ガス防護	
132	12月10日	第 809回	地震による損傷の防止	
133	12月17日	第 814回	審査会議スケジュール、可搬型重大事故対策設備保管場所等	
134	12月24日	第 819回	審査会議スケジュール、可搬型重大事故対策設備保管場所等	
135	令和2年 1月21日	第 823回	耐震設計	
136	1月23日	第 825回	格納容器破損防止対策の有効性評価	
137	1月24日	第 827回	火山影響評価	
138	1月28日	第 828回	耐津波設計	
139	2月4日	第 830回	有蓋ガス防護	
140	2月6日	第 832回	格納容器破損防止対策の有効性評価、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備、監視測定設備	
141	2月13日	第 834回	耐震設計	
142	2月20日	第 838回	炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策の有効性評価	
143	2月25日	第 839回	津波による損傷の防止	
144	2月28日	第 841回	格納容器破損防止対策の有効性評価、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止す	
145	3月3日	第 842回	耐震設計	
146	3月5日	第 843回	緊急時対策所、通信連絡設備	
147	3月10日	第 845回	耐震設計	
148	3月17日	第 850回	耐震設計	
149	3月19日	第 852回	原子炉制御室、被ばく線量の評価等	
150	3月24日	第 853回	耐津波設計	
151	3月26日	第 854回	火災による損傷の防止	
152	4月28日	第 858回	耐震設計、重大事故対策の有効性評価	
153	5月14日	第 860回	火山影響評価	
154	5月18日	第 861回	可搬型重大事故対策、外部事象の考慮	
155	5月26日	第 863回	耐津波設計、外部事象の有効性評価	
156	6月 9日	第 866回	火災による損傷の防止、外部火災影響評価、燃料体等の取扱施設	
157	6月16日	第 867回	・貯蔵施設、安全施設、電巻影響評価等	
158	6月19日	第 868回	原子炉建物等の基盤地盤及び周辺斜面の安定性評価	
159	6月25日	第 869回	耐津波設計、耐震設計、原子炉制御室等、緊急時対策所、監視測定設備、重大事故対策の有効性評価、格納容器フィルタベンチ系、水素爆発に	
160	6月30日	第 870回		

写

電立第18号
平成27年3月18日

鳥取県知事 平井伸治 様

中国電力株式会社

取締役社長 荏田知英 様

島根原子力発電所1号機の今後の取り扱いについて

拝啓 早春の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当社の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、営業運転開始後40年を経過した島根原子力発電所1号機の取り扱いにつきましては、原子力発電を取り巻く事業環境の変化、今後の電力需要や供給力等を総合的に勘案し、本日の取締役会において、平成27年4月30日をもって廃止することといたしました。

島根原子力発電所1号機は昭和49年3月に営業運転を開始して以来、長きにわたり地域の電力安定供給の一翼を担うことができましたことは、貴県をはじめ、

地域の皆さまのご理解とご協力の賜物であり、厚くお礼申し上げます。

島根原子力発電所の運営につきましては、今後の廃止措置も含め、安全の確保を最優先に、地域の皆さまのご理解をいただきながら取り組んでまいる所存でございますので、引き続き、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

写

第201400197757号
平成27年3月19日

鳥取県知事 平井伸治

島根原子力発電所1号機の廃止決定に伴う申入れについて（通知）

平成27年3月18日に貴社より報告のあったこのことについて、下記のとおり申入れます。貴社の誠意ある対応を求めるます。

記

- 1 島根原子力発電所1号機については、引き続き厳正に安全管理を行うこと。
- 2 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続に際しては、鳥取県、米子市及び境港市に安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い、立地自治体と同等に対応すること。これに当たり、まずは廃止措置計画の申請内容等について、鳥取県、米子市及び境港市に対して具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 3 島根原子力発電所1号機についても、鳥取県、米子市及び境港市が行うべき安全対策及び防災対策について全面的に協力すること。
- 4 現在改定協議中の安全協定について、立地自治体と安全協定の規定内容に差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのでないかとの懸念を残すものであり、立地自治体と同等の内容に改定すること。

写

第201400197757号
平成27年3月19日

経済産業大臣 宮沢洋一様

鳥取県知事 平井伸治

中国電力株式会社島根原子力発電所1号機の廃止決定にともなう要望について

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、3月18日に中国電力株式会社から、島根原子力発電所1号機の廃止を決定し、電気事業法上の運転終了に関する届出を経済産業省に行なったことについての報告を受けました。については、今後想定される長期間の廃止措置に係る周辺地域の安心・安全確保等も勘案し、適切に対処されるよう下記のとおり強く要望します。

記

1 運転終了及び廃止措置中の安全確保については、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聽き、長期における廃止措置が徹底した安全管理の下で行われるよう、貴省においても中国電力への指導を適切に行なうこと。

2 廃止措置中における周辺自治体が行う安全対策及び防災対策について、人件費等を含めた財源等の対応を検討すること。

3 中国電力に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行なうよう指導すること。

写

第201400197595号
平成27年3月19日

原子力規制庁長官 池田克彦様

鳥取県知事 平井伸治

中国電力株式会社島根原子力発電所1号機の廃止決定に対する要望について

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、3月18日に中国電力株式会社から、島根原子力発電所1号機の廃止を決定し、電気事業法上の運転終了に関する届出を経済産業省に行なったことについての報告を受けました。については、今後想定される長期間の廃止措置に係る周辺地域の安心・安全確保等も勘案し、適切に対処されるよう下記のとおり強く要望します。

- 1 廃炉の安全に関する規制基準をはじめとして廃止措置段階における安全確保に関する適正処理のプロセスを早期に明確にするとともに、原子炉等規制法に基づく廃止措置計画の認可等を行う場合には、安全を第一義として厳正に対処すること。また、これら内容を鳥取県、米子市及び境港市に具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 2 廃止措置においては安全を第一とし、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聞き、長期にわたる廃止措置を徹底した安全管理の下で行なうように指導・監督すること。
- 3 廃止措置中の防災対策について万全を期すこと。また、自治体に対して必要な技術的及び財政的支援を行うこと。

写

第201500028555号
平成27年5月15日

中国電力株式会社
取締役社長 岩田知英様

鳥取県知事 平井伸治

島根原子力発電所1号機の営業運転終了に伴う安全確保について

島根原子力発電所1号機の営業運転の終了に当たり、今後の廃止措置を憂慮して下記のとおり申し入れます。貴社の誠意ある対応を求めます。

1 廃止措置に係る安全確保については、長期にわたる廃止措置が安全を最優先として行われるよう、引き続き厳正に安全確保を最優先に取り組むこと。

2 廃止措置については、安全対策をはじめとし実効性のあるものにすること。また、使用済み核燃料の取扱い及び廃止措置に伴って発生する廃棄物の処理・処分について、具体的にするとともに、安全対策をはじめ地元自治体の理解を得ること。

3 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続きに際しては、本県、米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同様に対応すること。

4 廃止措置が終了するまでの間について、鳥取県、米子市及び境港市が行う安全対策及び防災対策について、事業者としての役割を積極的に果たすこと。

5 現在協議中の安全協定について、立地自治体と安全協定の内容に差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を残すものであり、立地自治体と同等の内容に改定すること。

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第6条に基づき、平成30年5月22日付鳥原本庁第124号で事前報告のあったこのことについては、同条に基づいて、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

適合性申請について（回答）

原子炉等規制法の改正に伴う島根原子力発電所3号機の新規制基準への適合性申請について（回答）

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第6条に基づき、平成30年5月22日付鳥原本庁第124号で事前報告のあったこのことについては、同条に基づいて、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

安全協定第6条に基づき報告を受けたことの可否に関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、次の事項を前提として、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全管理課、原子力安全対策合同会議の意見を開き、県、米子市及び境港市で協議の上、提出する。

写

第201800127060号
防起第709号-1
受境自第47号
平成30年8月6日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水希茂様

鳥取県知事 平井伸治

米子市長 伊木隆司

境港市長 中村勝治

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第6条に基づき、平成30年5月22日付鳥原本庁第124号で事前報告のあったこのことについては、同条に基づいて、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

安全協定第6条に基づき報告を受けたことの可否に関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、次の事項を前提として、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全管理課、原子力安全対策合同会議の意見を開き、県、米子市及び境港市で協議の上、提出する。

- 1 稟動に向けての一連の手続に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。

写

第201800127060号
防起第709号-1
発 境 自 第 4 5 号
平成30年8月6日

- 4 地震・津波・火山に関して、最新の知見を反映しつつ継続的に調査、評価を行い、適切に対応を行うこと。
- 5 2号機・3号機に同時にシビアアクシデントが生じる場合も含め、シビアアクシデント対策について、より幅広いハード対策及びソフト対策を適切に検討し実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 6 使用済燃料の搬出、譲渡し等の対策について、安全の確保を大前提に、住民の理解を得て一層の取組を進めること。
- 7 住民の安全確保にとって重要な避難計画の実効性を深化させるため、人的・物的資源の確保等も含め、原因者としての責任を果たすべく協力すること。
- 8 県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織・人員体制、教育・訓練、トラブル等の教訓の反映をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策等、周辺自治体に誠実に協力し、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

鳥取県知事 平井 伸治
米子市長 伊木 隆司
境港市長 中村 勝治
中国電力株式会社の島根原子力発電所3号機に関する新規制基準適合性審査申請の動きを踏まえた要望について、日ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

鳥取県における原子力防災行政について、日ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。さて、このことについては、5月22日に中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性審査申請の事前報告を受け、8月6日にこれに対する意見を回答したところです。については、今回貴委員会に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響があり得るという周辺地域のリスクを勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望いたします。なお、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり意見を付しています。

※「別紙2」は、資料20と同内容のため、省略

原子力規制委員会への要望

7 U P Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。本年度も本県の原子力環境センター（県モニタリング本部）の機器整備等の機能強化が図られるよう、国において必要な財源を措置すること。

周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

【周辺地域を含めた安全対策について】

1 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力に対して指導すること。このため、中国電力との間ににおける安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。

【關切地域社會為主安全部第10屆】

原電力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や復数プラントでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断とともに、国が責任を持つ審査結果を明確にわかりやすく説明するこ

【中国電力に對する指導について】

3 中国は電力に原子力、県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育をはかり、県民文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化

【法律】

[汚染水対策について] 4 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的

卷之三

【原子力行政における情報の透明化等について】
5 福島第一原発事故に関する徹底した情報公開、原子力発電所の状況や放射性物質の影響等に関する緊密な情報提供など、国の原子力行政の基本として情報の透明化を徹底し、地方自治体との連携を深めること。

周辺地域における防災対策の強化について

【厚子力防災対策の強化について】

6 UPPの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

7 U P Zにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。本年度も本県の原子力環境センター（県モニタリング本部）の機器整備等の機能強化が図られるよう、国において必要な財源を措置すること。

8 避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測するの活用が有用と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拡散計算について、専門的、技術的な面で財政的に支援を行うこと。

【原子力災害医療体制の整備】
9 安定ヨウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者についても、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼリー剤150ミリグラム規格の開発製造を促進すること。

【原子力災害医療体制の整備】

9 安定ヨウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者についても、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼリー剤50ミリグラム規格の開発製造を促進すること。

10 避難行動要支援者の避難に際し、移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が開くとして方針を示し、体制を整備すること。また、広域福祉避難所で必要な資機材について国が法的に確保すること。

島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について

11 平成30年5月16日の原子力規制委員会において、全ての改善措置の完了が確認され、保安規定違反に基づく監視を終了することが報告されたが、その結果を関係自治体に対してわかりやすく説明するとともに、再発防止に向けて中国電力に対して徹底した監督指導を行なうこ

卷之三

【廃止措置計画の履行確認と計画変更について】
1.2 廃止措置の実施については、厳正な保安検査等によって監視するとともに、その結果を周辺自治体及び地元住民に対して丁寧にわかりやすく説明すること。また、作業内容が廢止措置計画に反する場合には、災害を防ぐために必要な措置を命令する。

13 今後の計画変更においては、廃止措置中の使用済燃料の管理、廃止措置に伴い発生する系統除染の薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等の漏えい防止対策、地震等の自然災害への対応、並びに放射性廃棄物等の管理や処分について、廃止措置の段階に応じ安全かつ適切に

資料

資料22

第201800127060号
防起第709号-1
発 境 自 第 4 6 号
平成30年8月 6 日

写

経済産業大臣 世耕弘成様

鳥取県知事 平井伸治
米子市長 伊木隆司

境港市長 中村勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所3号機に関する新規制基準適合性審査申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについては、5月22日に中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性審査申請の事前報告を受け、8月6日にこれに対する意見を回答したところです。

については、今回貴省に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域のリスクを勘案し適切に対応されるよう、別紙1のとおり強く要望いたします。なお、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり意見を付します。

※ 「別紙2」は、資料20と同内容のため、省略

別紙1

経済産業省への要望

1 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

【周辺地域を含めた安全対策について】

- 1 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働に向けた一連の手続きにおいて、立地自治体と同等に対応する仕組みを構築し、中国電力に対して指導すること。このため、中国電力との間における安全協定を立地自治体と同等なものにするよう指導するとともに、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
- 2 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数プラントでの同時事故等によるシビアアシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持つて審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧に分かりやすく説明すること。

【中国電力に対する指導について】

- 3 中国電力に対し、県民の安全を第一の義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任もって行うよう監督及び指導すること。
- 4 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においては法的にもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも拘束するよう指置すること。

II 周辺地域における防災対策の強化について

【原子力防災対策の強化について】

- 5 UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることがから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

III 島根原子力発電所1号機の廃止措置について

【使用済燃料等に対する取扱い等について】

- 6 使用済燃料の搬出が確実に行われるよう、国が前面に立って使用済燃料の再処理等の体制の確立に取り組むこと。また、低レベル放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分が円滑に実現できるよう取組を加速させること。

【中国電力に対する指導について】

- 7 中国電力に対し、廃止措置の実施状況等について、周辺自治体及び元住民に対して丁寧に分かりやすく説明を行うよう指導すること。

写

第201800127060号
防起第709号-1
発 境 自 第47号
平成30年8月6日

別紙1

内閣府（原子力防災）への要望

○周辺地域における防災対策の強化について

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 中川 雅治 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 中村 勝治

中国電力株式会社の島根原子力発電所3号機に関する新規制基準適合性審査申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日ごろ御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについては、5月22日に中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づき、新規制基準適合性審査申請の事前報告を受け、8月6日にこれに対する意見を回答いたします。

については、今回貴府に対して、万が一原子力災害が発生した場合には大きな影響が及び得るという周辺地域のリスクを勘案し適切に対処されるよう、別紙1のとおり強く要望いたします。なお、中国電力株式会社に対応を求める事項として、別紙2のとおり意見を付しています。

※「別紙2」は、資料20と同内容のため、省略

【原子力防災対策の強化について】

1 避難計画の実効性を深化させるため、県域を越える広域避難に備え、輸送手段や避難先の確保、避難に使用する道路のUPZ内の一體的整備、広域の交通規制等による調整の具体的な仕組みを構築すること。原子力防災資機材の迅速かつ均確な運用に必要な体制整備について財政的な支援を行うこと。避難行動要支援者の移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が関与して方針を示し、体制を整備すること。広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。

2 UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。また、UPZの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

3 避難レート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測する情報の活用が有用と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。

4 安定ヨウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者についても、セリーカーの服用を基本とし、ゼリー剤50ミリグラム規格の咽差製造を促進すること。

【原子力災害医療体制の整備】

写

第20180012706号
防起第709号-1
受 境自 第52号
平成30年8月6日

島根県知事 溝口 善兵衛様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 中村 勝治

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書に基づく意見について（回答）

島根原子力発電所で事故が起きた場合には、当県の県民も大きな影響を受けるということも御察念いただき、特段の御配慮をお願いします。

なお、中国電力株式会社には別紙のとおり回答します。

記

中国電力株式会社による島根原子力発電所3号機の新規制基準への適合性申請の可否に関する見送りは、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。

可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原予力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、回答する。

※「別紙」は、資料20と同内容のため、省略

写

第201800132418号
平成30年8月7日

島根県知事 溝口 善兵衛様

鳥取県知事 平井 伸治

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく意見について（回答）

平成30年8月7日付原第266号で照会のあったこのことについては、貴職の対応で特段の差支えはありません。なお、中国電力株式会社からの事前報告に対して別添写しのとおり8月6日付けで回答し、その中で、立地自治体と同等の対応及び避難計画の実効性の深化への協力については、特に強く求めました。また、原子力規制委員会、経済産業省及び内閣府（原子力防災）に対して別添写しのとおり要望しました。島根原子力発電所で事故が起きた場合には、当県の県民も大きな影響を受けるということでも御察念いただき、引き続き特段の御配慮をお願いします。

※資料 20, 21、22、23 参照

島根原子力発電所に係る中国電力(株)への申し入れ

写

第201800221554号
防起 第1 5 2 3号-1
発 境 自 第 6 2号
平成30年11月 9日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 希茂 様

鳥取県知事 平井 伸治
米子市長 伊木 隆司
境港市長 中村 勝治

島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査の対応等に関する申入れ

5月22日に安全協定に基づいて貴社からあつた島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請に関する事前報告について、鳥取県、米子市及び境港市は8月6日に最終的な意見を留保し、8項目の条件を前提として原子力規制委員会の詳細な審査後に最終的な意見を提出することとしたことです。

このようなく、9月4日に行われた原子力規制委員会の3号機に関する第1回審査会合において、2号機と共に地盤、津波等の解説結果が申請書に記載されていないので、審査ができないと指摘されました。

貴社が3号機の重要性と必要性を強調されていたにもかかわらずこのような指摘があり、さらにもう1つ指摘がありました。

貴社の姿勢に疑惑の声が上がっています。

私たちは、2号機の審査が終してから3号機の申請をすべきであると考えていたところであり、概要説明を受けている最中に唐突に事前報告があり、その上、この度の指摘があったことは、信頼関係を損なうものであります。

ついでには、貴社に対してあらためて下記のことを強く求めます。

記

- この度の遺憾な事態を繰り返すことなく、安全を第一義とし、最新の知見を反映して審査に対して真摯に対応すること。
- 今回の3号機及び2号機のことについて、周辺地域の住民に対して説明責任を果たすこと。
- 平成30年8月6日付第20180127060号(別添写し)で申入れしたおり、安全協定を改定すること。なお、安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、最終的な意見を留保していることを申し添える。

年月日	場所	応対者	内 容
平成23年3月14日	中電本社	山下社長	福島第一原子力発電所で発生した事故等に伴う島根原子力発電所の安全対策等の申し入れ
4月8日	中電本社	山下社長	原子力発電等に関する緊急申し入れ(関西広域連合の一員として)
5月27日	中電本社	山下社長	①福島第一原子力発電所の事故原因等を踏まえた点検等の実施、②安全確保のための対策の実施、③安全協定の締結、④EPZ範囲見直しへの国への働き、⑤協議の場の設置について申し入れ
8月8日	中電本社	苅田社長	原子力発電等に関する緊急申し入れ(関西広域連合の一員として) ・原子力発電に關し、次の事項を目的とする協定を関西広域連合と締結すること ①原子力発電所周辺地域の安全確保に向けた情報提供の徹底 ②再生可能エネルギーの開発・導入に向けた取組の促進等 ・協定の締結や情報交換を行うための協議の場を早急に設けること ・原子力施設立地県に隣接する府県と安全に関する協定の締結について協議すること
12月25日	中電本社	苅田社長	島根原子力発電所に係る島根県民の安全確保等に関する協定等締結
平成24年11月1日	中電本社	苅田社長	立地県並みの安全協定への改定について申し入れ
平成25年3月15日	県庁	清水副社長	本県申し入れに対する文書回答(立地県と同等の対応を行ふ) ・島根原子力発電所に係る島根県民の安全確保等に関する協定の改定に係る申入れについて(回答) ・島根原子力発電所に係る島根県民の安全確保等に関する協定等の運用に係る確認事項について(回答)
12月17日	中電本社	清水副社長	以下について申し入れ ・原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について申し入れに係る島根県民の安全確保等に関する協定等の改定について(回答) ・島根原子力発電所に係る島根県民の安全確保等に関する協定等の改定について(回答) →清水副社長立地自治体と同様の対応を私ども真摯に受け止めて、誠実に全ての項目に対しまして、対応させていただきたい等
12月25日	県庁	苅田社長	苅田社長との意見交換
平成26年10月20日	中電本社	苅田社長	原子力防災対策(入会費など)の負担への協力要請
平成27年3月19日	中部総合事務所	清水副社長	島根1号機陥落時に係る申し入れ(廃止措置に関する安全確保、廃止措置計画、協定改定等)
12月8日	県庁	迫谷副社長	島根1号機の廃止措置等を踏まえた安全協定等の改定の申し入れ(法令に沿った手綱きの明確化等)
6月27日	県庁	迫谷副社長	島根1号機の廃止措置計画及び同2号機の特定重大事故等対処施設の設置を推進し、同じように安全を第一義に確保すること
平成28年4月28日	県庁	迫谷副社長	島根1号機の廃止措置計画等の事前報告の可否に関する最終的な意見は最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中国電力(株)から審査結果について説明を受け、議会、県安全顧問、原子力安全対策会議等と協議の上、提出する
平成29年6月27日	県庁	迫谷副社長	・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること ・島根1号機陥落措置計画について、8項目の条件を付して、廃止措置の全体計画と解体工事準備期間(第1段階)の実施に限り了解する旨回答
平成30年8月6日	県庁	平野副社長	・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること ・島根3号機新規制基準適合性審査申請の事前報告の可否に関する最終的な意見は留保し、条件を付して回答する
11月9日	県庁	天野支社長	・最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査後、同委員会及び中国電力(株)から審査結果について説明を受け、議会、県安全顧問、原子力安全対策会議等と協議の上、提出する ・安全協定も、立地自治体と同内容へ改定すること

島根原子力発電所に係る国要望

			<ul style="list-style-type: none"> 安全を第一義とし、最新の知見を反映して審査に対して真摯に対応すること 周辺地域の住民に対して説明責任を果たすこと
令和2年 9月15日	県庁 芦谷副社長	立地自治体と同等の安全協定への改定すること※副社長就任挨拶時 →(伏谷副社長)島根県周辺3市への協定改定に係る回答の鳥取県への報	<ul style="list-style-type: none"> 安全協定を改定すること 立地自治体と同等の安全協定への改定すること
令和3年 8月11日	県庁 飯根支社長	中国電力(株)の島根県周辺3市への協定改定に係る回答の申しこと 告に対する申し入	<ul style="list-style-type: none"> 立地自治体と同等の安全協定への改定すること
令和5年 10月13日	県庁 北野副社長	島根1号機廃炉設置計画変更について、9項目の条件を付して、廃止措 置の本体計画と及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間(第2段階)の報 施に限り了解する旨回答	<ul style="list-style-type: none"> 島根1号機廃炉設置計画変更について、9項目の条件を付して、廃止措

年月日	要望先	内 容
平成3年 3月15日	内閣総理大臣、経済産業省(※東京本部を通じて文書要望)	・島根原子力発電所のEPZの拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い(中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報をお伝えしてもらうことなどを内容とする安全協定を締結すること、なにより指導すること)
4月20日	内閣府、経済産業省、民主党政本部、地元選出国会議員	・原子力発電所における安全対策の強化について(中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を得ること、なにより指導すること)
7月26日	内閣府、経済産業省(原子力安全・保安院)、地元選出国会議員	・中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報をお伝えしてもらうことなどを内容とする安全協定を締結するよう指導すること。 ・島根原子力発電所のEPZの拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い(中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を得ること)
10月13日 20日	内閣府、文部科学省、経済産業省(原子力安全・保安院)、地元選出国会議員	・中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を得ることなどを内容とする安全協定を締結するよう指導すること。 ・島根原子力発電所のEPZの拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い(中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を得ること)
12月20日	内閣府、文部科学省、経済産業省(原子力安全・保安院)、地元選出国会議員	・中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を得ることなどを内容とする安全協定を締結し、締結後も国との原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、必要な改定を迅速に行いうよう指導すること。 ・島根原子力発電所のEPZの拡大と原災法上の関係隣接県としての取り扱い(中国電力(株)に対し、地方自治体が安全対策の実施状況を確認し、必要な情報を得ること)
平成24年 4月11日	内閣府(後藤斎副大臣)、内閣官房、文部科学省(平野大臣)、経済産業省(牧野副大臣)、地元選出国会議員	・中国電力(株)に対し、万が一の実情及び国の原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶこと、なにより、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶことに対する必要な見直しを踏まえ、安全協定の見直し状況などを踏まえ、安全協定の見直しを踏まえ慎重に判断すること。 ・中国電力(株)に対し、万が一の実情及び国の原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶこと、なにより、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶことに対する必要な見直しを踏まえ慎重に判断すること。
5月25日	内閣官房、文部科学省、経済産業省(原子力安全・保安院)	・中国電力(株)に対し、万が一の実情及び国の原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶこと、なにより、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶことに対する必要な見直しを踏まえ慎重に判断すること。 ・原発の運転に係る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義としていることにして、島根県など周辺地域の意見を踏まえ慎重に判断すること、原子力防災体制の整備(初期投資)を緊急に実施する必要があるため、必要な予算を確保することとともに交付金の限度額を撤廃し、早期に交付すること、なにより指導すること。
7月13日	文部科学省(平野大臣)、環境省、厚生労働省地元選出国会議員	・中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶこと、なにより、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶことに対する必要な見直しを踏まえ慎重に判断すること。 ・原発の運転に係る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義としていることにして、島根県など周辺地域の意見を踏まえ慎重に判断すること、原子力防災体制の整備(初期投資)を緊急に実施する必要があるため、必要な予算を確保することとともに交付金の限度額を撤廃し、早期に交付すること、なにより指導すること。
7月31日	内閣府、環境省(細野大臣)、経済産業省(中根政務官)	・中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶこと、なにより、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶことに対する必要な見直しを踏まえ慎重に判断すること。 ・原発の運転に係る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義としていることにして、島根県など周辺地域の意見を踏まえ慎重に判断すること、原子力防災体制の整備(初期投資)を緊急に実施する必要があるため、必要な予算を確保することとともに交付金の限度額を撤廃し、早期に交付すること、なにより指導すること。
10月10日	原子力規制委員会(原子力規制室)	・中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶこと、なにより、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶことに対する必要な見直し状況などを踏まえ慎重に判断すること。

平成27年 1月 9日	原子力規制委員会(原子力規制庁) 原子力規制委員会(池田長官)	<p>ること、など。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川内原子力発電所の地元同意のプロセスについては地方それぞれの事情があつての判断であり、このプロセスが他の地域の再稼働判断のプロセスを規格化するものであつてはならない。国は、再稼働の判断に当たつては、安全として地域の実情に応じた意見集約あるいは安全判断を行うこと。 ・安否断層の活動評価をはじめ、地震・津波について、最新の知見を反映し、改めて確認を行うとともに、2号機に係るフイレバントや事故時における組織としての危機対応力などの新規制基準の適合性確認審査を厳正に行うこと。 ・島根原発において、汚染水対策を適切に実施されること。 ・原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築すること。
2月 10日	経済産業省(関芳弘政務官) 原子力規制委員会(池田長官)	<p>・再稼働の判断に当たつては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞き、意見を踏まえて行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国電力(株)に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行なうよう指導すること。 ・島根原発において、汚染水対策を適切に実施されること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策について法的にも担保するよう指置すること。 ・原発における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 ・原発の費用負担について ・原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築すること。
7月 2日	経済産業省(茂木大臣、原子力規制委員会(池田長官)) 原子力規制委員会(池田長官)	<p>・中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行なうよう指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の再稼働の判断に当たつては、地域の安全を第一義とし立地県のみならず周辺地域の意見を開くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国民に説明すること。 ・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
7月 31日	経済産業省(平政務官)、地元選出議員(池田長官)	<p>・中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行なうよう指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の再稼働の判断に当たつては、地域の安全を第一義とし立地県のみならず周辺地域の意見を開くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国民が責任を持つて判断し、国民に説明すること。 ・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
10月 15日	原子力規制委員会、資源エネルギー庁	<p>・中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行なうよう指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の再稼働の判断に当たつては、地域の安全を第一義とし立地県のみならず周辺地域の意見を開くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国民が責任を持つて判断し、国民に説明すること。 ・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
10月 24日	原子力規制委員会(原子力規制庁)(池田長官)	<p>・福島第一原発において、地下からが流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策による万全を期すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の原力事業者に対して、事故時の地下への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止対策等を確保せるとともに原子炉規制法に基づく新規基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも相保するよう指置すること。
11月 15日	経済産業省(立岡事務次官)、地元選出議員(池田長官)	<p>・中国電力(株)の鳥取2号機に関する新規基準適合性確認申請の動きを踏まえたる要望について、周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について、原子力発電所における防災対策の強化についてなど。</p>
12月 18日	経済産業省(立岡事務官)	<p>・原発の汚染水対策について、周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について、原子力発電所における防災対策の強化についてなど。</p>
12月 19日	原子力規制委員会(原子力規制庁)(池田長官)、地元選出議員(池田長官)	<p>・原発の汚染水対策について、周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について、原子力発電所における防災対策の強化についてなど。</p>
平成26年 1月 14日	経済産業省(機関事務官)、(原子力規制庁(池田長官))	<p>・再稼働の判断に当たつては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞き、意見を踏まえて行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国電力(株)に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行なうよう指導すること。 ・島根原発において、汚染水対策を適切に実施されること。汚染水対策については法的にも担保するよう指置すること。 ・原発における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 ・原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築すること。
7月 9日	原子力規制委員会(原子力規制庁(池田長官))	<p>・中国の原力防災体制初期投資として、原子力環境センター(EMC)等の整備を27年度までの3カ年で確実に実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再稼働の判断に当たつては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞き、意見を踏まえて行うこと。 ・中国電力(株)に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行なうよう指導すること。 ・島根原発において、汚染水対策を適切に実施されること。汚染水対策については法的にも担保するよう指置すること。 ・原発における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 ・原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外についても、国や電力会社が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築すること。
11月 20日	資源エネルギー庁(多田電力・ガス事業部長)※未決済部長、渡辺原子力安全対策監督対応	<p>・原発の費用負担について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・U P Zの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であつても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められること。また、国においてもその内容を踏まえるとともに、汚染水対策を適切に実施させること。 ・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備すること。 ・中国電力(株)に対して、安全協定の立地自治体と同等な内容への迅速な見直し及び再稼働に向けた手続を実施すること。 ・島根原発において、汚染水対策を適切に実施されること。また、国においてもその内容を踏まえるとともに、汚染水対策を適切に実施させること。 ・U P Zの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であつても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められること。これは、本来は国の責任において財源措置が求められるべきであるが、適切な措置が実現しないため、県が独自に予算措置をしており、このことは地域住民にとっては不合理である。U P Z内ではさら十数年ではない周辺地域の原子力防災対策の財源を充実させることが急務であり、その対策に必要な人件費やU P Z外(30km以遠)も含めた対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受けつつ仕組みを早急に構築すること。 ・原子炉等規制法に基づく焼却に向けての一連の手続きに際しては、本県米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全管理として十分に協議を行なう立地自治体と同等に対応すること。 ・中国電力(株)を指導すること。

10月 24日	原子力規制委員会(原子力規制庁)	<p>・まえ、安全協定の必要が見直しを迅速に行なうよう指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の運転にあつては、地方自治体の地城防災計画などの防災対策が整備されていることを確認すること、交付金の執行は、原子力関係施設等が特殊なものであることを考慮し、新たに指定された U P Zに対応するための機器等の整備が可能な速やかに行えるよう柔軟な対応を行うことなど。
1月 8日	経済産業省(茂木大臣、原子力規制委員会(池田長官))、地元選出議員(池田長官)	<p>・中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行なうよう指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の運転に当たつては、地域の安全を第一義とし、周辺地域の意見や防災体制の整備状況を踏まえ、新たな原子力安全規制体制のもと、福島第一原発事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも適用する規制基準に基づき、十分な説明を行い国民的理解を得たうえで政府が責任をもつて判断すること。 ・原子力防災体制の整備(初期投資)を緊急に実施する必要があるため必要な予算を確保することとともに交付金の限度額を撤廃し早期に交付することなど。
4月 9日	原子力規制委員会(原子力規制庁(池田長官))	<p>・中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行なうよう指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の運転に当たつては、地域の安全を第一義とし、周辺地域の意見等も踏まえ、周辺地域の意見を開くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国民に説明すること。 ・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
7月 2日	原子力規制委員会(原子力規制庁(池田長官))	<p>・中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行なうよう指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の再稼働の判断に当たつては、地域の安全を第一義とし立地県のみならず周辺地域の意見を開くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国民に説明すること。 ・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
7月 31日	経済産業省(平政務官)、地元選出議員(池田長官)	<p>・中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行なうよう指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の再稼働の判断に当たつては、地域の安全を第一義とし立地県のみならず周辺地域の意見を開くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国民に説明すること。 ・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
10月 15日	原子力規制委員会、資源エネルギー庁	<p>・中国電力(株)に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域に被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行なうよう指導すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の再稼働の判断に当たつては、地域の安全を第一義とし立地県のみならず周辺地域の意見を開くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国民に説明すること。 ・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。
10月 24日	原子力規制委員会(原子力規制庁(池田長官))	<p>・福島第一原発において、地下からが流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策による万全を期すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の原力事業者に対して、事故時の地下への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止対策等を確保せるとともに原子炉規制法に基づく新規基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも相保するよう指置すること。
11月 15日	経済産業省(立岡事務次官)、地元選出議員(池田長官)	<p>・中国電力(株)の鳥取2号機に関する新規基準適合性確認申請の動きを踏まえたる要望について、周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について、原子力発電所における防災対策の強化についてなど。</p>
12月 18日	経済産業省(立岡事務官)	<p>・原発の汚染水対策について、周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について、原子力発電所における防災対策の強化についてなど。</p>
12月 19日	原子力規制委員会(原子力規制庁(池田長官))、地元選出議員(池田長官)	<p>・原発の費用負担について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・U P Zの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であつても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められること。また、国においてもその内容を踏まえるとともに、汚染水対策を適切に実施させること。 ・原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備すること。 ・中国電力(株)に対して、安全協定の立地自治体と同等な内容への迅速な見直し及び再稼働に向けた手続を実施すること。 ・島根原発において、汚染水対策を適切に実施されること。また、国においてもその内容を踏まえるとともに、汚染水対策を適切に実施させること。 ・U P Zの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であつても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められること。これは、本来は国の責任において財源措置が求められるべきであるが、適切な措置が実現しないため、県が独自に予算措置をしており、このことは地域住民にとっては不合理である。U P Z内ではさら十数年ではない周辺地域の原子力防災対策の財源を充実させることが急務であり、その対策に必要な人件費やU P Z外(30km以遠)も含めた対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受けつつ仕組みを早急に構築すること。 ・原子炉等規制法に基づく焼却に向けての一連の手続きに際しては、本県米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全管理として十分に協議を行なう立地自治体と同等に対応すること。 ・中国電力(株)を指導すること。
平成26年 1月 14日	経済産業省(機関事務官)、(原子力規制庁(池田長官))	<p>・再稼働の判断に当たつては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞き、意見を踏まえて行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国電力(株)に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行なうよう指導すること。 ・島根原発において、汚染水対策を適切に実施すること。これが実現しないため、県が独自に予算措置をしており、このことは地域住民にとっては不合理である。U P Z内ではさら十数年ではない周辺地域の原子力防災対策の財源を充実させることが急務であり、その対策に必要な人件費やU P Z外(30km以遠)も含めた対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受けつつ仕組みを早急に構築すること。 ・原子炉等規制法に基づく焼却に向けての一連の手続きに際しては、本県米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全管理として十分に協議を行なう立地自治体と同等に対応すること。 ・中国電力(株)を指導すること。
7月 9日	原子力規制委員会(原子力規制庁(池田長官))	<p>・中国の原力防災体制初期投資として、原子力環境センター(EMC)等の整備を27年度までの3カ年で確実に実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再稼働の判断に当たつては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞き、意見を踏まえて行うこと。 ・中国電力(株)に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行なうよう指導すること。 ・島根原発において、汚染水対策を適切に実施すること。汚染水対策については法的にも担保するよう指置すること。 ・中国の原力防災対策が求められること。また、立地自治体と同様の原子力防災対策が求められること。この経費については法的にも担保するよう指置すること。 ・U P Zの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であつても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められること。これは、本来は国の責任において財源措置が求められるべきであるが、適切な措置が実現しないため、県が独自に予算措置をしており、このことは地域住民にとっては不合理である。U P Z内ではさら十数年ではない周辺地域の原子力防災対策の財源を充実させることが急務であり、その対策に必要な人件費やU P Z外(30km以遠)も含めた対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受けつつ仕組みを早急に構築すること。 ・原子炉等規制法に基づく焼却に向けての一連の手続きに際しては、本県米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全管理として十分に協議を行なう立地自治体と同等に対応すること。 ・中国電力(株)を指導すること。
11月 20日	資源エネルギー庁(多田電力・ガス事業部長)※未決済部長、渡辺原子力安全対策監督対応	<p>・原発の費用負担について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・U P Zの設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であつても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められること。これは、本来は国の責任において財源措置が求められるべきであるが、適切な措置が実現しないため、県が独自に予算措置をしており、このことは地域住民にとっては不合理である。U P Z内ではさら十数年ではない周辺地域の原子力防災対策の財源を充実させることが急務であり、その対策に必要な人件費やU P Z外(30km以遠)も含めた対策経費について、国や電力会社が適切な負担を受けつつ仕組みを早急に構築すること。 ・原子炉等規制法に基づく焼却に向けての一連の手続きに際しては、本県米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全管理として十分に協議を行なう立地自治体と同等に対応すること。 ・中国電力(株)を指導すること。

		と。 ・本県が原子力防災対策の責任を果たすためには、原子力防災対策の確実な財源措置が必須であること。また、作業内容が遅延する場合には、災害を防止するために必要な措置を命ぜること。
12月18日	経済産業省(平木政務官)	13 今後の計画変更においては、遅延措置中の使用済燃料の管理、廃止措置に伴い発生する系統除染の薬液や解体等の作業に伴う放射性廃棄物等の漏えい防止対策、地震等の自然災害への対応、並びに放射性廃棄物等の管理や処分について、遅延措置の段階に応じ安全かつ適切に行われるよう、体制も含め厳密に審査すること。
平成30年8月6日	原子力規制庁	1 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について 【周辺地域を含めた安全対策について】 1 福島原発事故において周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働した中国電力(株)に対して指揮する仕組みを構築し、同社との間ににおける安全協定を立地自治体と同等にするよう指導する意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。このため中国電力(株)と同様の原子力防災対策を実施すること。 2 原子力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数プラントでの同時事故等によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持つべき範査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧に分かりやすく説明すること。 【中国電力(株)に対する指導について】 3 中国の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の強化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うよう審査及び指導すること。 【汚染水対策について】 4 島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させることまた、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策に付随するように指揮すること。 【原子力政策の透明化等について】 5 福島第一原発事故に関する微小化した情報公開、原子力発電所の状況や放射性物質の影響等に関する緊密な情報提供など、国の原子力行政の基本として情報の透明化を徹底し、地方自治体との連携を深めること。

		II 周辺地域における防災対策の強化について 【原子力防災対策の強化について】 6 U P Z の設定に伴い、原子力発電所周辺自治体であつても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることがから、避難計画の実効性の強化をはじめとした原子力防災対策が求められることがあります。また、低レベル放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても運営会社が適切な負担を受け持つ仕組みを加速させること。 7 U P Z における原子力防災体制を一層強化すること。本年度も本県の原子力警備センター(県モニタリング本部)の機器整備等の機能強化が図られるよう、国において必要な財源を十分確保すること。 8 避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測する情報の活用が有用と考えられるため、国が責任を持つて活用可能な拡散計算について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。 【原子力災害医療体制の整備】 9 安定期ヨウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者についても、ゼリーケの服用を基本とし、ゼリーケ50ミクリアム規格の開発製造を促進すること。 10 避難行動要支援者の避難に際し、移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が開拓して方針を示し、体制を整備すること。また、広域福祉避難所で必要な資機材について国が広域的に確保すること。
12月18日	経済産業省(平木政務官)	III 島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について 11 平成30年5月16日の原子力規制委員会において、全ての改善措置の完了が確認され、保安規定違反に基づく監視を終了することが報告されたが、その結果を関係自治体に對してわかりやすく説明するとともに、再発防止に向けて中国電力(株)に対して徹底した監督指導を行うこと。
平成30年8月6日	原子力規制庁	IV 島根原子力発電所1号機の遅延措置について 【遅延措置の履行確認と計画変更について】 1 遅延措置の実施について、国が開拓して方針を示し、体制を整備すること。 2 U P Z における原子力防災体制を一層強化すること。また、U P Z の設定に伴い原子力防災対策が求められることがから、避難計画の実効性の強化をはじめとした原子力防災対策が求められることがあります。また、低レベル放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても運営会社が適切な負担を受け持つ仕組みを加速させること。 3 避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測する情報の活用が有用と考えられるため、国が責任を持つて

		<p>活用可能な拠点計画について、専門的、技術的及び財政的に支援を行うこと。</p> <p>【原子力災害医療体制の整備】</p> <p>4 安定ヨウ素剤について、3歳以上の未就学児、障がいや高齢等により嚥下機能が低下している者については、ゼリー剤の服用を基本とし、ゼリー剤50ミリグラム規格の開発製造を促進すること。</p>	<p>【原予力防災対策の強化について】</p> <ul style="list-style-type: none"> U P Zにおける原予力防災体制を一層強化するため、原予力防災・安全対策の交付金を十分確保すること。本年度も避難迅速化に向けた先進システムの整備やモニタリング体制の強化が図られるよう、国において必要な財源を措置すること。 U P Zの認定に伴い、原予力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原予力防災対策が求められることから、避難計画の実効性について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。 避難行動要支援者の移動手段及び必要な医療従事者、介護職員等の確保について、国が開示して方針を示し、体制を整備すること。広域福祉避難所が必要な資機材について国が広域的に確保すること。 避難ルート等の検討や準備などには、気象情報の活用や放射性物質の拡散を予測する情報の活用が有用と考えられるため、国が責任を持って活用可能な拠点計画について、専門的、技術的及び政策的な支援を行うこと。
令和元年 8月9日	経済産業省（安藤事務次官）	<p>【原予力防災対策の強化について】</p> <p>周辺地域を含めた安全協定が確立されることから、立地自治体と同様の手綱きにおいて、原予力防災対策が求められる法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。</p> <p>原予力発電所の稼働の判断にあたっては、地震・津波・火山等の自然災害や複数プラントでの同時事故によるシビアアクシデント対策、または責任を厳格に評価して審査結果及び稼働の判断根拠について住民に丁寧にわかりやすく説明すること。</p> <p>【中国電力(株)に対する指導について】</p> <p>中国電力(株)に対し、県民の安全を第一主義とし、関係自治体など元へ正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うよう監督及び指導すること。</p> <p>【汚染水対策について】</p> <p>島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明することとともに、汚染水対策については法的にも担保するよう指揮すること。</p> <p>【原予力防災対策の強化について】</p> <p>U P Zの認定に伴い、原予力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原予力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原予力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。</p> <p>【汚染水対策について】</p> <p>島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明することとともに、汚染水対策については法的にも担保するよう指揮すること。</p> <p>【原予力防災対策の強化について】</p> <p>U P Zの認定に伴い、原予力発電所周辺自治体と同様の手綱きにおいて、原予力防災対策が求められる法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。</p> <p>原予力防災対策が求められる法的な仕組みを早急に構築すること。</p>	<p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>周辺地域が甚大な被害を蒙った事実を踏まえ、稼働し、中国電力(株)に対し、県民の安全を第一主義とし、関係自治体など元へ正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うよう監督及び指導すること。</p> <p>【汚染水対策について】</p> <p>島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明することとともに、汚染水対策については法的にも担保するよう指揮すること。</p> <p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>U P Zの認定に伴い、原予力発電所周辺自治体と同様の手綱きにおいて、原予力防災対策が求められる法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。</p> <p>原予力防災対策が求められる法的な仕組みを早急に構築すること。</p>
令和2年 10月27日	内閣府 小泉特命担当大臣 (原予力防災)	<p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>原子力発電所が発生した場合には、周辺地域にも甚大な被害が及ぶことから、再燃響に当たっては、立地のみならず周辺地域の対応も踏まえ、安全を第一義として慎重に判断すること。また、国において取り扱い基づきそれに伴い、原子力発電所周辺自治体であっても立地自治体と同様の原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。</p> <p>U P Zの認定に伴い、原子力防災対策が求められることから、避難計画の実効性の深化をはじめとした原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。</p> <p>原子力防災対策の強化により避難時検査に使用する資源機材、遠隔操作による信号機の集中制御システムなどによる避難迅速化に向けた体制整備及び緊急時モニタリング体制強化を含めて国において必要な財源を措置すること。</p> <p>避難計画の実効性を深めることで、原子力防災体制を確立すること。</p> <p>原子力防災対策を踏まえ、周辺道路の整備、広域の交通規制、ゼリー状安定ヨウ素剤の服用対象の拡大などを行うこと。</p>	<p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>原子力発電所周辺自治体と同様なものにするとともに、周辺地域の自然災害や複数プラントでの同時事故によるシビアアクシデント対策など、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断すること。</p> <p>【汚染水対策について】</p> <p>中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など元へ正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うよう監督及び指導すること。</p> <p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>U P Zの認定に伴い、原子力発電所周辺自治体と同様の手綱きにおいて、原予力防災対策が求められる法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。</p> <p>原子力防災対策が求められる法的な仕組みを早急に構築すること。</p>
令和2年 7月21日(官)	原子力規制庁(萩野長)	<p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>原子力防災対策を踏まえ、稼働し、中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義として、原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。</p> <p>【汚染水対策について】</p> <p>原子力防災対策を踏まえ、稼働し、中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義として、原子力防災対策に必要な人件費等の経費について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。</p> <p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>原子力防災対策を踏まえ、稼働し、中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など元へ正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うこと。</p> <p>【汚染水対策について】</p> <p>原子力防災対策を踏まえ、稼働し、中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など元へ正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うこと。</p>	<p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、汚染水対策については法的にも担保するよう指揮すること。</p> <p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>原子力防災対策を踏まえ、稼働し、中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など元へ正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うこと。</p> <p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>原子力防災対策を踏まえ、稼働し、中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など元へ正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うこと。</p>
令和元年 8月9日	原子力規制庁(萩野長)	<p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>原子力防災対策を踏まえ、稼働し、中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など元へ正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うこと。</p> <p>【汚染水対策について】</p> <p>原子力防災対策を踏まえ、稼働し、中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など元へ正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うこと。</p> <p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>原子力防災対策を踏まえ、稼働し、中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など元へ正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うこと。</p>	<p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、汚染水対策については法的にも担保するよう指揮すること。</p> <p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>原子力防災対策を踏まえ、稼働し、中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など元へ正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うこと。</p> <p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>原子力防災対策を踏まえ、稼働し、中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など元へ正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うこと。</p>
令和元年 8月9日	原子力規制庁(萩野長)	<p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>原子力防災対策を踏まえ、稼働し、中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など元へ正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うこと。</p> <p>【汚染水対策について】</p> <p>原子力防災対策を踏まえ、稼働し、中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など元へ正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うこと。</p> <p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>原子力防災対策を踏まえ、稼働し、中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など元へ正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うこと。</p>	<p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>島根原子力発電所に対し、汚染水対策を適切に実施させること。また、汚染水対策については法的にも担保するよう指揮すること。</p> <p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>原子力防災対策を踏まえ、稼働し、中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など元へ正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うこと。</p> <p>【原子力防災対策の強化について】</p> <p>原子力防災対策を踏まえ、稼働し、中国電力(株)に対し、県民の安全を第一義とし、関係自治体など元へ正確な情報提供、教育訓練をはじめ原子力安全文化の醸成、周辺自治体が作成する避難計画の実効性の深化への協力など、万全な原子力安全対策を責任を持って行うこと。</p>

令和4年 3月30日	内閣府 子力防災担当	【原子力防災対策の強化等について】 ・鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時における避難対策等について、政府内閣府において、関係省庁において適切な財源措置を講じること。その際、UPZにおける原子力災害体制を一層強化するため、原子力防災対策に必要な財源を確保し配置すること。 ・原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させたため、島根県原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任をもつて取り組むこと。 ・今後再稼動を進めるに際しては、周辺地域の声が確實に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、基地自治体のみならず周辺自治体も同様の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあることとし、特に現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。
4月6日	原子力規制庁 (萩野長官)	【原子力防災対策の強化等について】 ・原子力発電所に対する武力攻撃について、内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて新たな知識を得たときは、規制基準を、脅威や危険に見直すこと。 ・中国電力(株)が行う島根原子力発電所2号炉の再稼働については、政府を率げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保については政府が責任をもつて対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合は、責任主任をもつて避難等を行うこと。 ・中国電力(株)が行う島根原子力発電所の汚染水対策を、適切に実施させること。 ・原子力発電所に対する武力攻撃について、内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて新たな知識を得たときは、規制基準を、脅威や危険に見直すこと。 ・中国電力(株)が行う島根原子力発電所2号炉の再稼働については、政府を率げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保については政府が責任をもつて対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合は、責任主任をもつて避難等を行うこと。 ・原子力発電所に対する武力攻撃への対処等について】 ・原子力発電所に対する武力攻撃について、内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて新たな知識を得たときは、規制基準を、脅威や危険に見直すこと。 ・中国電力(株)が行う島根原子力発電所2号炉の再稼働については、政府を率げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保については政府が責任をもつて対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合は、責任主任をもつて避難等を行うこと。
4月6日	防衛省 (鬼木副大臣)	【原子力発電所に対する武力攻撃への対処等について】 ・原子力発電所に対する武力攻撃について、内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて新たな知識を得たときは、規制基準を、脅威や危険に見直すこと。 ・中国電力(株)が行う島根原子力発電所2号炉の再稼働については、政府を率げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保については政府が責任をもつて対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合は、責任主任をもつて避難等を行うこと。
4月6日	外務省 (小田原副大臣)	【原子力発電所に対する武力攻撃への対処等について】 ・原子力発電所に対する武力攻撃について、内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民に分かりやすく説明するとともに、外交等を通じて新たな知識を得たときは、規制基準を、脅威や危険に見直すこと。 ・中国電力(株)が行う島根原子力発電所2号炉の再稼働については、政府を率げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保については政府が責任をもつて対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合は、責任主任をもつて避難等を行うこと。

		に対する原子力防災対策の行政負担が引き継ぎ生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つは組みを早急に構築すること。
10月17日	内閣府（籠沢副大臣）	【島根原子力発電所1号機の廃止措置計画変更について】 ・原子力発電施設においては、隆止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策が引き継ぎ生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つは組みを早急に構築すること。

鳥取県原子力安全顧問設置要綱

(顧問の設置)

第1条 本県が実施する平常時及び緊急時における環境放射線等のモニタリング（以下「環境放射線等モニタリング」という。）、原子力災害その他の緊急時にかかる防災対策、本県に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）を設置する。

(顧問の職務)

第2条 顧問は、県の要請に応じて、次の事項について必要な指導、助言等を行う。
(1) 環境放射線等モニタリングの実施に係る技術的事項及び環境放射線等モニタリング結果の評価に關すること。

(2) 原子力災害の防災対策に關すること。

(3) 原子力施設の安全対策に關すること。

(4) 前三号に掲げる事項を所管する上で必要な事項に關すること。
2 知事は、顧問に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に關する協定第11条の規定に基づく現地確認への同行を必要に応じ要請することができる。

(顧問の委嘱等)

第3条 顧問は、学識経験者の中から、知事が委嘱する。

2 顧問の任期は2年以内とし、再任を妨げない。この場合において、追加して委嘱する顧問の任期は、既に委嘱されている他の顧問のうち任期の終期が最も遅い者の当該終期までの期間とする。

(顧問の次格事項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、顧問に委嘱しない。顧問が次の各号のいずれかに該当したときは、当該顧問を解任する。

(1) 原子力事業者等（営利を目的として、原子力に係る製鍊、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行ひ者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。以下同じ。）又は法人である原子力事業者等の役員（いかなる名称によろかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）若しくは使用人の他の従業者

(2) 原子力事業者等で組織する団体の役員又は使用人の他の従業者
(3) 顧問の委嘱の日（以下「委嘱日」という。）の前直近3年間に前2号のいずれかに該当していた者

(4) 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日の前直近1年間、委嘱日の1年前の日の前直近1年間又は委嘱日の2年前の日の前直近1年間のうちいずれかの期間において、50万円以上の報酬等を受領していた者

(5) 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日以後1年間又は委嘱日1年後の日以後1年間に50万円以上の報酬等を受領している者

(6) 次条第1項及び第2項に規定する申告をしない者

(顧問の委嘱手続等)
第5条 知事は、顧問の委嘱をしようとする者に、委嘱しよとするとする者に、次に掲げる事項を記載した申告書(様式第1号)の提出を求める。

(1) この項の規定により申告する日(以下「申告日」という。)において、前条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないと思料する事項

(2) 当該学識経験者等個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、申告日の前直近3年間(再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間)における寄附の対象となつた研究の名称、寄附者及びその寄附金額

(3) 申告日の前直近3年間(再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間)に、その所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

2 知事は、顧問に対して、次に掲げる事項を記載した申告書(様式第2号)を毎年4月30日までに提出するよう求める。

(1) 申告を行う前年度における顧問個人の研究又はその所属する研究室その他のおの研究機

閥に対する原子力事業者等からの寄附について、その対象となつた研究の名称、寄附者及びその寄附金額

(2) 申告を行う前年度において、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

(3) 顧問は、前条の欠格事由に該当すると思料するときは、速やかに、顧問を辞職することを知事に申し出るものとする。

4 知事は、顧問に委嘱している者から第1項第2号及び第3号並びに第2項の規定により

申告された事項を公表する。

(鳥取県原子力安全顧問会議)

第6条 県は、必要があると認めるときには、指導、助言等を求める案件に応じて顧問のうちから適当と認める者に出席を求め、鳥取県原子力安全顧問会議を開くことができる。この場合において、県は出席する顧問の中から座長を選任することができる。

(事務処理)

第7条 この要綱に関する事務は、危機管理局原子力安全対策課が行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則
この要綱は、平成26年10月17日から施行する。

鳥取県原子力安全顧問会議の開催状況

開催日等	内 容
平成26年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災訓練のふりかえりについて ・原子力防災図上訓練計画について ・島根原子力発電所2号機の適合性審査の状況等について ・広域住民避難計画の住民説明会の開催結果について ・原子力防災図上訓練(原子力災害対策編)、広域住民避難計画の修正について ・緊急時モニタリング計画(人形町環境センターブ) (案)について ・平成27年度平常時モニタリング計画について ・島根原子力発電所2号機の適合性審査の状況等について ・鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)、広域住民避難計画の修正について ・鳥取県の原子力防災に係る主要事業について ・平成27年度の原子力防災に係る主要事業について ・島根原子力発電所2号機の適合性審査の状況等について ・島根原子力発電所の地下水政策について ・島根原子力発電所1号機の営業運転終了について ・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画について ・島根原子力発電所2号機の新規基準適合性審査の状況について ・島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について ・平成27年度環境放射線モニタリング結果の評価等について ・平成28年度原子力防災に係る県の取組について ・島根原子力発電所2号機の新規基準適合性審査の状況について ・島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流水源設備(3系統目)の設置について ・島根原子力発電所2号機の新規基準適合性審査の状況について ・島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について ・平成28年度原子力防災の実施状況について ・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画審査状況について ・島根原子力発電所の安全対策の実施状況について ・島根原子力発電所低モルタル充填に用いる流量計問題に係る再発防止対策の進捗状況について ・島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食について ・平成28年度鳥取県原子力防災訓練(鳥根原子力発電所会場)の実施結果について ・鳥取県中部地震に係る人形町環境技術センターでの警戒事態の発生について
平成26年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災訓練(原子力災害対策編)、広域住民避難計画の修正について ・島根原子力発電所2号機の基準地震動について ・島根原子力発電所2号機の審査状況(中間報告)について ・不適切事案(ULW、ダクト問題)の対応状況について ・平成28年度モニタリング結果の評価について ・平成29年度平常時モニタリング計画について
平成27年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画(原子力災害対策編)、広域住民避難計画の修正について ・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画について ・島根原子力発電所2号機の審査状況(中間報告)について ・島根原子力発電所1号機の廃止措置の実施状況について ・島根原子力発電所2号機の中央制御室空調換気系ダクト腐食に係る再発防止対策の実施状況について
平成27年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年5月16日
平成28年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画について ・島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流水源設備(3系統目)の設置について ・島根原子力発電所2号機の新規基準適合性審査の状況について ・島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について ・平成28年度原子力防災に係る県の取組について ・平成28年度原子力防災の実施状況について ・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画審査状況について ・島根原子力発電所の安全対策の実施状況について ・島根原子力発電所低モルタル充填に用いる流量計問題に係る再発防止対策の進捗状況について ・島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食について ・平成28年度鳥取県原子力防災訓練(鳥根原子力発電所会場)の実施結果について ・鳥取県中部地震に係る人形町環境技術センターでの警戒事態の発生について
平成28年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・12月19日
平成29年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画認可に係る審査結果について ・島根原子力発電所2号機の廃止措置計画について ・島根原子力発電所2号機適合性審査の状況について ・島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流水源設備(3系統目)の審査状況について ・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画認可の実施結果について ・島根原子力発電所の安全対策の実施状況について ・島根原子力発電所低モルタル充填に用いる流量計問題に係る再発防止対策の進捗状況について ・島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食について ・平成28年度モニタリング結果の評価について ・平成29年度原子力防災に係る県の取組について ・平成29年度原子力防災の実施状況について ・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画について ・島根原子力発電所2号機の審査状況(中間報告)について ・島根原子力発電所1号機の廃止措置の実施状況について ・島根原子力発電所2号機の中央制御室空調換気系ダクト腐食に係る再発防止対策の実施状況について
平成29年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年5月26日
平成30年度 第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域防災計画(原子力災害対策編)、広域住民避難計画の修正について ・島根原子力発電所2号機の基準地震動について ・島根原子力発電所2号機の審査状況(中間報告)について ・不適切事案(ULW、ダクト問題)の対応状況について ・平成28年度モニタリング結果の評価について ・平成29年度平常時モニタリング計画について
平成30年度 第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年3月19日

令和3年度 第4回	令和4年3月18日	・島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる添加水流量計の校正記録の不適切な取扱い事案について ・島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物搬出検査装置の放射能濃度測定プログラム不具合の原因と対策について ・平成29年度モニタリング結果（中間報告）の評価について ・平成30年度平常時モニタリング計画（案）について ・平成30年度の鳥取県原子力防災対策（予定）について	・顧問会議意見（令和3年11月17日報告）の提出以降、米子市・境港市の原子力発電所環境安全対策協議会委員等から寄せられた、島根原子力発電所2号機の安全性等に関する意見に対し顧問から説明について
令和4年度 第1回	令和4年5月23日	・島取県地城防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について ・令和3年度平常時モニタリング測定結果について ・令和4年度平常時モニタリング測定結果（案）について ・島根県の原子力防災対策（令和3年度結果及び令和4年度予定）について ・島根原子力発電所2号機の後段規制に対する県の対応方針について ・島根原子力発電所1号機廃止措置状況について ・人形岬環境技術センターの加工の事業に係る陸上設置の状況について	・島取県地城防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について ・島根原子力発電所2号機の後段規制に対する県の対応方針について ・島根原子力発電所1号機廃止措置状況について ・人形岬環境技術センターの加工の事業に係る陸上設置の状況について
平成30年度 第1回	5月2・15日	・島根原子力発電所3号機の現地観察 ・島根原子力発電所3号機新規制基準に係る適合性審査申請（設計基準対応（耐震・耐津波機能、内部溢水、電源の信頼性）、重大事故等対応（原心津波防護対策、格納容器破損防止対策及び放射性物質の拡散抑制対策））について ・島根原子力発電所3号機新規制基準に係る適合性審査申請の内容について	・島取県地城防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について ・島根原子力発電所2号機の廃止措置計画（案）について ・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の変更について ・島根原子力発電所2号機の設計及び工事計画認可に係る審査状況について
平成30年度 第2回	平成30年7月13日	・島根原子力発電所1号機の廃止措置の実施状況について ・島根原子力発電所2・3号機の審査状況について ・ワラン濃縮原型プラントの廃止措置計画認可申請について ・平成30年度モニタリング結果（第1～3四半期）の評価について ・平成31年度平常時モニタリング計画（案）について ・鳥取県の原子力防災対策（平成30年度結果及び平成31年度予定）について	・島取県地城防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の変更について ・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の変更に対する鳥取県原子力安全部門の意見について
平成30年度 第3回	平成31年3月25日	・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画認可申請について ・島根原子力発電所2・3号機の審査状況について ・ワラン濃縮原型プラントの廃止措置計画認可申請について ・平成30年度モニタリング結果（第1～3四半期）の評価について ・平成31年度平常時モニタリング計画（案）について ・鳥取県の原子力防災対策（平成30年度結果及び平成31年度予定）について	・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画（案）について ・島根原子力発電所2号機の廃止措置計画の変更について ・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の変更に対する鳥取県原子力安全部門の意見について
令和元年度 第1回	書面による持ち回り開催 ※新型コロナウイルス感染症予防	・平成30年度モニタリング結果（第1～3四半期）の評価について ・平成31年度平常時モニタリング計画（案）について ・鳥取県地城防災計画（原子力災害対策編）・鳥取県広域住民避難計画の修正による持ち回り開催	・島根原子力発電所1号機廃止措置計画の認可について
令和2年度 (持回り)	書面による持ち回り開催 (2月8～15日)	・人形岬環境技術センターの加工の事業に係る陸上設置計画の認可について	・島根原子力発電所1号機廃止措置の状況について
令和2年度 第1回	令和3年2月25日	・島取県地城防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について ・令和2年度平常時モニタリング測定結果（第1～3四半期）について ・令和3年度平常時モニタリング測定計画（案）について ・鳥取県の原子力防災対策（令和2年度結果及び令和3年度予定）について	・島根原子力発電所2号機廃止措置の状況について ・人形岬環境技術センターの加工の事業に係る陸上設置計画認可について ・島根原子力発電所2号機の廃止措置計画の変更について ・施設設備接続口、2号機内での水素爆発防止用に設置された水素処理装置、炉心溶融の耐熱材として格納容器床面に設置したコリウムシールド等現地観察の概要)
令和3年度 第1回	10月15日	・島根原子力発電所2号機の現地視察	・島根原子力発電所2号機の現地視察
令和3年度 第2回	11月8日	・国から島根原子力発電所2号機の審査結果、原子力防災、エネルギー政策について説明を受け、質疑を行った。	・國から島根原子力発電所2号機の審査結果について、顧問が確認した内容について
令和3年度 第3回	11月17日	・島根原子力発電所2号機の審査結果について、顧問が確認した内容について分野別に総括を行い、顧問会議意見として県に提出(顧問会議意見の概要)	・原子力規制委員会による最新の知見に基づく厳正な審査が行われ、顧問が専門的観点から抽出した論点について、適切な対策が講じられ、中国電力の自主的な安全対策により、島根原子力発電所2号炉の安全性確保に必要な対策が講じられていることを確認した。

鳥取県原子力防災専門家会議の開催状況

開催日等	内 容
平成20年度 第1回	平成20年 5月28日 ・会長選出 ・原子力事業所の周辺地域の環境放射線の測定結果に係る評価 ・鳥取県の原子力防災について
平成21年度 第1回	平成21年 5月22日 ・人形掛環境技術センター周辺の環境放射線の測定結果 ・島根原子力発電所周辺の環境放射線の測定結果
平成22年度 第1回	平成22年 5月24日 ・人形掛環境技術センター周辺の環境放射線測定結果に係る評価 ・島根原子力発電所周辺の環境放射線測定結果に係る評価
平成23年度 第1回	平成23年10月25日 ・人形掛環境技術センター周辺の環境放射線測定結果に係る評価 ・島根原子力発電所の環境放射線測定結果に係る評価
平成24年度 第1回	平成24年 6月 4日 ・UPZIに伴う鳥取県原子力防災体制の方向性 ・平成23年度環境放射線モニタリング結果 12月25日 ・原子力行政の現状について ・地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について ・広域住民避難計画について ・モニタリング計画、評価方法の変更について
平成24年度 第2回	
平成24年度 第3回	平成25年 1月26日 ・訓練の振り返り ・人形掛環境技術センター事故事案（停電事故、非管理区域における放射性物質の漏洩）について ・原子力事業者防災業務計画の修正について
平成25年度 第1回	5月27日 ・平成24年度環境放射線モニタリング結果の評価について ・平成25年度主要事業について ・鳥取県地域防災計画、広域住民避難計画について ・鳥取県緊急被ばく医療計画について ・島根原子力発電所の安全対策実施状況について
平成25年度 第2回	11月30日 ・島根原子力発電所2号機新規制基準への適合性確認申請の概要について
平成25年度 第3回	平成26年 2月17日 ・島根原子力発電所2号機新規制基準への適合性評価について ・鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正について
平成26年度 第1回	5月19日 ・島根原子力発電所2号機新規制基準適合性に係る審査状況等について ・平成25年度原子弹防災訓練の振り返りについて
平成26年度 第2回	9月16日 ・島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について ・平成26年度原子弹防災訓練について

鳥取県原子力安全対策合同会議の開催状況

開催日等	審議事項
平成28年度 第1回	平成28年 5月22日 ・島根原子力発電所1号機緊急措置計画 ・島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設及び所内常設直流水源設備（3系統目） ・原子力安全顧問会議（5月16日開催）としての意見
平成29年度 第1回	平成29年 5月26日 ・島根原子力発電所1号機緊急措置計画認可に係る審査結果 ・原子力安全対策顧問会議（同日午前中に開催）からの報告
平成29年度 第2回	平成30年 3月29日 ・島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性に係る審査状況について ・鳥取県原子力安全顧問会議（3月19日に開催）からの報告
平成30年度 第1回	平成30年 7月24日 ・島根原子力発電所3号機の新規制基準に係る適合性審査申請について ・原子力安全顧問会議（7月13日に開催）からの報告
令和3年度 第1回	令和3年11月 8日 ・島根地域における原子力防災の取組と国の支援体制（内閣府） ・国のエネルギー政策（資源エネルギー庁） ・島根原子力発電所2号機の審査結果（原子力規制庁） ・島根原子力発電所の原子力防災、必要性（中国電力（株）） ・（その他）鳥取県の原子力防災に関する取組（鳥取県）
令和3年度 第2回	令和3年11月22日 ・島根原子力安全顧問会議意見等について（鳥取県原子力安全顧問） ・鳥取県原子力安全対策等に係る米子市、境港市の安全部門の意見について
令和3年度 第3回	令和4年 2月16日 ・島根2号機の安全対策、避難対策等に係る米子市、境港市の安全部門の意見について
令和5年度 第1回	令和5年 9月 1日 ・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の変更について ・島根原子力発電所の原子力防災、必要性（中国電力（株）） ・鳥取県の原子力防災、必要性（鳥取県）

資料編

資料33

原子力安全対策プロジェクトチーム会議の開催状況

開催日等		内 容
平成23年度 第1回	平成24年1月31日	・島根原子力発電所の現状 ・閣議決定内容等 ・鳥取県等への影響とその対応
第2回	2月 22日	・訓練を通じて参考となつた事項（よかつたと思われる事項） ・新たな課題と今後の検討の方針等
平成24年度 第1回	5月 9日	・原子力行政の現状 ・原子力管理体制整備スケジュール ワーキンググループ（WG）の設置 ・課題と対策 ・福島県への調査チーム派遣
第2回	7月 23日	・最新情報 ・住民避難の進捗状況等の報告 ・避難段階ごとの課題の把握と避難に伴う防護対策、後方支援等についての検討 ・中国電力（株）との安全協定の見直し
第3回	9月 12日	・最新情報 ・防災基本計画（原子力災害対策編）の修正と県の対応 ・県地域防災計画（原子力災害対策編）の作成 ・住民避難計画の作成
第4回	12月 27日	・現状 ・地域防災計画 ・鳥取県広域住民避難計画 ・進捗状況
第5回	平成25年1月22日	・国の行政の現状について ・放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果について ・鳥取県島根原子力発電所原子力防災訓練の各訓練実施要領について
第6回	1月 29日	・鳥取県島根原子力発電所原子力防災訓練の分析結果の検討について ・原子力災害対策指針の改定原案について（原子力規制庁から説明） ・今後のスケジュール等
平成25年度 第1回	4月 26日	・今年度の取組方針 ・原発の新規制基準（案）について（原子力規制庁から説明）
第2回	9月 5日	・今年度の取組状況と今後のスケジュールについて（原子力規制庁から説明） ・新規制基準について（原子力規制庁から説明） ・交付金の交付決定状況への対応
第3回	11月 22日	・中国電力（株）からの新規制基準の適用申請に係る報告を受けでの情報提供と今後の進め方についての協議 ・検討事項
第4回	11月 25日	・中国電力（株）による説明「新規制基準適合申請の内容」
平成26年度 第1回	平成26年4月22日	・島根原子力発電所2号機の審査状況等 ・検討事項の基本方針
第2回	7月 23日	・中国電力（株）からの新規制基準の適用申請等について ・平成26年度原子力防災訓練等について ・広域住民避難計画説明会の状況（米子市、境港市）
平成27年度 第1回	平成27年10月13日	・低レベル放射性廃棄物のモルタル充填用にいる添加水流量計の校正記録における不適切な取り扱い ・島根原子力発電所2号機の審査状況について ・島根原子力発電所1号機の廃止措置について ・鳥取県の原子力防災対策の取組みについて
平成28年度 コアメンバー	平成28年6月12日	・廃止措置等の経緯について
平成29年度 第1回	平成29年5月16日	・廃止措置計画の認可について
平成29年度 コアメンバー	6月 24 日	・廃止措置等の経緯について

原子力防災連絡会議の開催状況		開催日時	審議の内容	
1.	目的	第1回 平成23年5月24日	・原子力防災連絡会議の設立について ・原子力防災の課題等について	
		第2回 9月14日	・今後の検討について	
2.	連絡会議の位置づけについて	第3回 平成24年3月28日	・今後の連絡会議の位置づけについて ・住民避難対策等の検討状況について	
	(1) 進める方について	第4回 7月19日	・原予力防災訓練について ・連絡会議の参加機関について ・モニタリングボストの配備計画について ・原予力規制組織等の見直しに係る状況について ・地域防災計画（原子力災害編）の見直しについて ・原予力防災訓練の実施について	
	(2) 検討状況について	第5回 11月21日	・広域避難計画について ・地域防災計画（原子力災害編）の作成、修正について ・平成24年度原予力防災訓練の実施について	
	(3) 運営について	第6回 12月27日	・原予力災害対策指針及び出版ミニューレーションに関する説明 ・島根県及び鳥取県における原原子力安全、防災対策の状況について	
3.	会議	第7回 平成26年2月7日	・新規制基準適合性確認審査への対応について ・地域防災計画の修正について ・原予力防災訓練の評価結果について ・避難時間推計（E-T-E）について	
	(1) 当該会議は、議長が招集し、これを主宰する。 (2) 議長が不在の場合は、あらかじめ議長が指定する者がその職務を代行する。	第8回 平成26年4月28日	・広域避難に係る組みの状況について ・平成26年度原子力防災訓練について ・島根、鳥取両県におけるモニタリング体制について ・島根県知事による福島第一原予力発電所等の賃貸について ・オフサイドセシタ等の放射線防護対策について	
	(3) 議長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者の参加を求めることがある。	第9回 5月30日	・避難時間推計について	
	(4) 当該会議には、必要に応じて作業部会を置くことができる。	第10回 9月3日	・原予力防災対策に係る取り組みについて ・緊急時モニタリング計画について ・平成26年度原子力防災訓練について	
4.	事務局等	第11回 平成27年3月26日	・緊急時モニタリング体制について ・避難計画の実効性向上のための取り組みについて ・社会福祉施設等に対する放射線防護対策の実施状況について ・安定ヨウ素剤の配布体制について	
	(1) 当該会議の事務局は、島根県防災部原原子力安全対策課に置く。 (2) この要項に定めるものほか、当該会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。	第12回 5月22日	・設置要項の改正について ・平成27年度原子力防災訓練について ・原予力災害における避難行動要支援者等の把握について	
	附則	この要項は、平成23年5月24日から施行する。	第13回 11月10日	・原予力防災対策に係る取組について ・島根地域の緊急時対応について
	附則	この要項は、平成23年9月14日から施行する。	第14回 平成28年2月10日	・低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について ・島根2号機の取水槽等の鉄筋工事に係る申告について ・原予力防災訓練の訓練評価について ・地域防災計画（原子力災害対策編）の修正項目（案）について
	附則	この要項は、平成23年10月12日から施行する。	第15回 3月30日	・原予力災害時検査候補地について ・避難訓練方法等の実態把握調査について ・原城避難計画の修正について ・原子力防災対策に関する取組について
	附則	この要項は、平成24年7月19日から施行する。	第16回 平成29年3月27日	・原子力防災に係る取組について
	附則	この要項は、平成24年7月27日から施行する。		
	附則	この要項は、平成26年2月7日から施行する。		
	附則	この要項は、平成26年2月7日から施行する。		
	附則	この要項は、平成26年4月28日から施行する。		
	附則	この要項は、平成27年5月22日から施行する。		
	附則	この要項は、平成29年3月27日から施行する。		
	附則	この要項は、平成31年4月1日から施行する。		
	附則	この要項は、令和5年3月29日から施行する。		

(別表)

団体名	職名	備考
松江市	防災部長	
出雲市	防災安全部長	
安来市	統括危機管理監	
雲南省	防災部長	
米子市	防災安全監	
境港市	総務部防災監	
鳥取県警察本部	警備部長	
鳥取県	危機管理局長	
島根県警察本部	警備部長	
島根県	防災部長	議長

第17回	10月 5日	・原子力防災に関する取組について ・避難手段の確保について ・避難先との連携について ・避難誘導の円滑化について ・地域防災計画等の修正について ・原子力防災訓練について
第18回	平成30年 3月 27日	・原子力防災に関する取組について
第19回	平成31年 3月 26日	・設置要項の改正について ・原子力防災の取組について ・地域防災計画等の修正について ・「平成30年度原子力防災訓練」の成果概要について
第20回	令和3年 3月 26日	・地域防災計画の修正について ・原子力災害時の新型コロナウイルス感染症対策について ・島根地域の緊急時対応」のとりまとめについて
第21回	令和3年 9月 6日	・令和3年度原子力防災訓練について ・島根2号機の新規制基準審査に係る住民説明会の開催検討等について
第22回	令和4年 3月 30日	・原子力災害時の新型コロナウイルス感染症対策対応マニュアルの改正について ・令和3年度原子力防災の取り組みについて
第23回	令和5年 3月 29日付 通知による書面開催	・原子力防災連絡会議設置要項改正について ・島根県地盤防災計画（原子力災害対策編）の修正について ・原子力災害時の新型コロナウイルス感染症対策対応マニュアルの改正について ・令和4年度原子力防災の取組について
第24回	令和6年 3月 27日	・原子力防災連絡会議設置要項改正について ・令和5年度原子力防災の取組について

地域原子力防災協議会の設置について

平成27年3月20日
内閣府政策統括官
(原子力防災担当)

地域原子力防災協議会の設置について

平成27年3月20日
内閣府政策統括官
(原子力防災担当)

地域原子力防災協議会の設置について

平成27年3月20日
内閣府政策統括官
(原子力防災担当)

1. 協議会設置の趣旨

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

2. 協議会の運営

- 協議会は、(別紙1)の13地域に設置する。
○協議会の基本構成員は(別紙2)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
○各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を置く。
○作業部会の基本構成は(別紙3)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
○協議会及び作業部会の庶務は、内閣府政策統括官（原子力防災担当）の協力を得て行う。
○協議会を開催した場合は、内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、その議事要旨を作成し、内閣府ホームページで公表する。
○率的な会議の開催のために、テレビ会議の活用、サブグループ・分科会の設置、複数地域での合同会議の開催を行うことが出来る。

3. 協議会の活動

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定及び平成27年3月5日の3年以内の見直し検討チーム第一次報告に基づき、協議会においては、以下を行う。
 - (1) 協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行ふ。内閣府政策統括官（原子力防災担当）及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行ふ。
 - (2) 協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認を行う。
 - (3) 協議会では、道府県が(2)により確認した緊急時対応に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官（原子力防災担当）その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に關して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を協議する。
 - (4) 協議会では、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議し、訓練に參加した国・関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等を共有する。協議会は、上記で共有した課題に關し、国・関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が行う計画やマニュアルの改善等について、フォローアップを行う。

- (5) (3)に基づき協議会が對する訓練の準備、実施及び確認は、国際原子力機関（IAEA）のガイドラインを参照して行う。

(別紙1)

地域原子力防災協議会の設置地域

地域	道府県
泊地域	北海道
東通地域	青森県
女川地域	宮城県
福島地城	福島県
東海第一地城	茨城県
相模刈羽地城	新潟県
志賀地域	石川県、富山県
福井エリニア地域	福井県、滋賀県、京都府、岐阜県
浜隨地城	福井県、山口県
島根地城	島根県、鳥取県
伊方地城	媛媛県、山口県
玄海地城	佐賀県、長崎県、福岡県
川内地域	鹿児島県

※必要に応じて避難先となる県等にも参加を要請する。

(別紙2)

地域原子力防災協議会 構成員

内閣府	政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁	長官官房幹部質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補（事態対応・危機管理審議官）付危機管理審議官
内閣府	大臣官房審議官（防災担当）
警察庁	長官官房総括審議官
総務省	大臣官房総括審議官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省	大臣官房技術総括審議官
農林水産省	大臣官房技術総括審議官
経済産業省	大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官（警備教諭部担当）
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にあらざる者とする。 ※関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。	副知事（※）
作業部会の基本構成	作業部会の基本構成
地域の内閣府原子力防災専門官	地域の内閣府原子力防災専門官
内閣府政策統括官（原子力防災担当）の担当者	内閣府政策統括官（原子力防災担当）の担当者
道府県の担当者（課長級以上）※議題により出席者の変更可。	道府県の担当者（課長級以上）※議題により出席者の変更可。
厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者	厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
原子力規制委員会その他の関係省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者	原子力規制委員会その他の関係省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
関係機関（原子力研究開発機構（JAEA）、放射線医学総合研究所等）	関係機関（原子力研究開発機構（JAEA）、放射線医学総合研究所等）
※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。 ※市町村の担当者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができる。	※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。 ※市町村の担当者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができる。

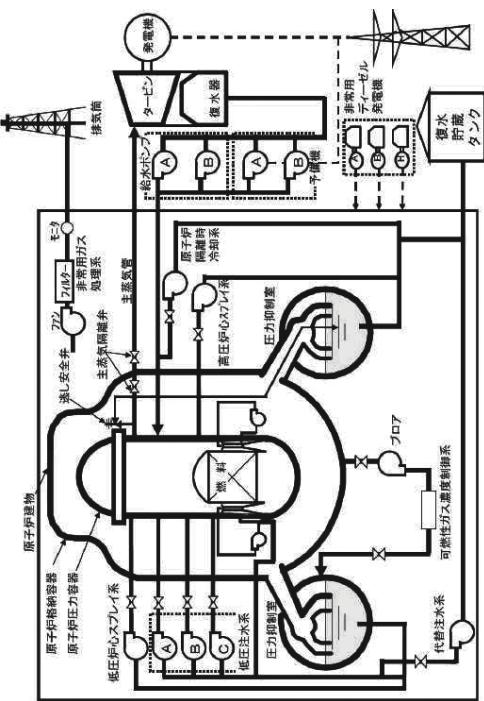
種別	開催会議	開催日等	議題
合同会議 第1回	平成25年9月13日	・WTの設置について	
合同会議 第2回	10月9日	・共通課題についての対応方針、今後の進め方 ・地域防災計画、避難計画の作成状況確認	
島根地域WT 第1回	10月25日	・今後のWTの進め方にについての検討 (島根地域の現状の共有、島根地域 WT における当面の検討 課題の決定、当面の検討スケジュール)	
島根地域WT 第2回	平成26年1月16日	・第3回原子力防災会議の状況報告 ・避難手段、避難ルートについての考え方等 ・避難手段の定量整理に係る依頼	
地域WT 合同会議 第3回	1月21日	・WTの活動報告について	
島根地域WT 第3回	5月16日	・WTの構成員について ・避難計画の充実に向けた当面の課題（避難手段の確保、要支援 者避難のしくみ）について ・避難計画の充実に向けた当面の課題への対応方針について	
合同会議 第4回	6月9日	・地域防災計画・避難計画の作成状況について ・緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について	
島根地域WT 第4回	10月7日	・島内地域の緊急時対応について ・原子力防災訓練の評価と防災対策への反映	
島根地域WT 第5回	平成26年11月17日	・原子力防災訓練の食証 ・島根地域における防護措置実施区城とモニタリング体制	
合同会議 第5回	平成27年3月18日	・W.Tの活動報告（照会） ・W.Tの活動報告について	
島根地域WT 第6回	3月26日	・島根地域ワーキングチームの取り組み ・中間とりまとめ	
合同作業部会 第1回	3月31日	・ワーキングチームの活動報告（2）について	
合同作業部会 第2回	4月30日	・避難行動要支援者の調査について ・伊方地域との広域連携について	
合同作業部会 第3回	7月10日	・原子力災害時における広域連携について ・平成27年度島根県及び鳥取県の原子力防災訓練について	
合同作業部会 第4回	7月16日	・原子力災害対策指針の改正について ・伊方地域との広域連携について	
合同作業部会 第5回	9月8日	・平成27年度島根県及び鳥取県の原子力防災訓練について ・避難方法等の実態調査について	
合同作業部会 第6回	10月8日	・緊急時モニタリング実施要領について ・U.P.Z外の防護措置、安定ヨウ素剤の配布について ・島根地域の「緊急時対応」（緊急）について ・島根地域の備蓄、供給及び観光客等への情報伝達について	
合同作業部会 第7回	11月10日	・島根県の備蓄、供給及び観光客等への情報伝達について ・防災業務関係者の安全確保の在り方に関する検討会	
合同作業部会 第8回	12月15日	・島根地域の「緊急時対応」（緊急）について ・平成27年度原子力防災訓練について ・避難行動要支援者の実態調査の結果について	
合同作業部会 第9回	平成28年1月26日	・避難行動要支援者の実態調査実施計画（マニュアル）について ・原子力災害業務継続計画の案について	

(別紙3)

作業部会の基本構成

地域の内閣府原子力防災専門官	地域の内閣府原子力防災専門官
内閣府政策統括官（原子力防災担当）の担当者	内閣府政策統括官（原子力防災担当）の担当者
道府県の担当者（課長級以上）※議題により出席者の変更可。	道府県の担当者（課長級以上）※議題により出席者の変更可。
厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者	厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
原子力規制委員会その他の関係省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者	原子力規制委員会その他の関係省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
関係機関（原子力研究開発機構（JAEA）、放射線医学総合研究所等）	関係機関（原子力研究開発機構（JAEA）、放射線医学総合研究所等）
※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更するが、 ※市町村の担当者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができる。	※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更するが、 ※市町村の担当者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができる。

島根原子力発電所系統図(2号機)



合同作業部会 第10回	3月25日	・原子力災害時における避難方法等の実態把握調査について ・島根地域の「緊急時対応」(素案)について ・代替オフサイトセンターの指定について ・平成28年度島根地域原子力防災協議会作業部会について
合同作業部会 第11回	4月19日	・平成28年度計画について ・島根地域の「緊急時対応」(素案)について ・「原子力災害対策充実に向けた考え方」に係る事業者の取り組みについて
合同作業部会 第12回	5月23日	・島根地域の「緊急時対応」について ・内閣府からの報告について
合同作業部会 第13回	平成29年 1月30日	・島根地域の「緊急時対応」について
合同作業部会 第14回	3月27日	・島根地域の「緊急時対応」について ・原子力防災に関する島根県、鳥取県の取り組みについて
合同作業部会 第15回	8月24日	・島根地域の「緊急時対応」について ・平成29年度原子力防災訓練について
合同作業部会 第16回	平成30年 3月27日	・島根地域の「緊急時対応」について ・原子力防災に関する取り組みについて
合同作業部会 第17回	12月25日	・島根地域の「緊急時対応」について ・平成30年度原子力防災訓練について
合同作業部会 第18回	平成31年 3月25日	・島根地域の「緊急時対応」について ・平成30年度原子力防災訓練について
合同作業部会 第19回	令和元年 9月30日	・令和元年度原子力防災訓練実施計画について ・島根県及び島根県の原子力防災訓練実施計画について
合同作業部会 第20回	令和2年 1月22日	・令和元年度原子力防災訓練の前段となる資料の作成・公表について ・原子力防災訓練の「緊急時対応」について
合同作業部会 第21回	3月27日	・島根地域の「緊急時対応」について ・令和元年度原子力総合防災訓練について
合同作業部会 第22回	7月30日	・島根県、鳥取県における原子力防災の取組について
合同作業部会 第23回	11月25日	・新型コロナ感染拡大を踏まえた感染症流行下での原子力災害時における防護措置について
合同作業部会 第24回	12月25日	・災害時における防護措置の実施ガイドラインについて
合同作業部会 第25回	令和3年 1月19日	・島根地域の「緊急時対応」(案)について ・島根地域の「緊急時対応」(案)における課題の主な確認事項
合同作業部会 第26回	3月22日	・島根地域の「緊急時対応」(案)における対応について
合同作業部会 第27回	4月30日	・島根地域の「緊急時対応」(案)についての今後作業事項
合同作業部会 第28回	5月25日	・P AZ内の全面緊急事態における対応について
合同作業部会 第29回	6月10日	・UP Z内緊急時対応について ・島根地域の「緊急時対応」の作成について
合同作業部会 第30回	6月30日	・島根地域の「緊急時対応」の作成について ・「今後取り組む主な課題」への取り組み状況
合同作業部会 第31回	7月 6日	・島根地域の「緊急時対応」の作成について
合同作業部会 第32回	7月29日	・島根地域の「緊急時対応」(第1回)の開催について
合同作業部会 第33回	令和4年 3月 3日	・令和3年度の島根県及び島根県の原子力防災訓練について
合同作業部会 第34回	令和 5年 5月 12日	・令和4年度の島根県及び島根県の原子力防災訓練について
合同作業部会 第35回	令和 6年 5月 27日	・令和5年度の島根県及び島根県の原子力防災訓練について
合同作業部会 第36回		・令和6年登半島地震を踏まえた対応について

写

(平常時の報告)

第8条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、別に定めるところにより報告するものとする。

(1) 各年度の事業計画

(2) 施設の運転状況

(3) 施設の建設工事の進捗状況

(関係法令の遵守等)
鳥取県(以下「甲」という。)、三朝町(以下「乙」という。)及び丙は、日本原子力研究開発機構(以下「丙」という。)は、丙の人体・環境技術センター(以下「センター」といいう。)の事業に関し、センター周辺の住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、良好な自然環境を確保することを本旨として、次のとおり協定を締結する。

(放射性物質の放出等)

第1条 丙は、センターにおいて行う施設の建設及び施設の運営管理に当たっては、関係法令及び条例を遵守することはもとより、更に安全確保及び公害の防止並びに環境の保全に万全の措置を講ずるものとする。
2 丙は、施設の保安規定を遵守するほか、運転及び保守にあたる要員の教育、訓練を積極的に行う等施設の運営管理に万全を期するものとする。

(放射性物質の放出等)

第2条 丙は、施設から放出する放射性物質及びフッ素等について、丙が別に定める管理目標により管理するものとする。また、その放出低減について最善の努力をするものとする。
(自然環境の保全)
第3条 丙は、地域の自然環境を保全するため、センター内の自然の保護、緑化等を積極的に進めるものとする。

(防災対策)

第4条 丙は、防災体制の充実強化を図るとともに、甲及び乙が実施する地域の防災対策に積極的に協力するものとする。

(新增設計画)

第5条 丙は、施設の新増設を計画し、又はその計画を変更しようとするときは、甲及び乙に報告するものとする。
2 甲及び乙は前項に關し意見のあるときは、丙に対して意見を述べることができるものとする。
3 丙は、前項の規定による意見があつたときは、誠意をもつて対応するものとする。

(放射性物質等の監視体制の強化)

第6条 丙は、施設から放出する放射性物質及びフッ素等について、監視体制の充実強化を図るものとする。
2 甲及び丙は、それぞれが別に定める監視測定に基づいて監視測定を実施するものとする。
3 丙は、甲が実施する監視測定に協力するものとする。
4 丙は、第2項の規定により実施した監視測定の結果を甲及び乙に提出するものとする。
5 丙は、第2条に定める管理目標値を超える数値を測定したときは、その都度甲及び乙に連絡するとともに、その原因の調査等適切な措置を講ずるものとする。

(測定結果の公表)

第7条 甲及び丙は、前条第2項の規定により実施した監視測定の結果を公表するものとする。

(現地確認等)

第9条 丙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちに甲及び乙に通報するとともに、適切な措置を講じ、その状況を報告するものとする。

- (1) 法令に定める値を超えた被ばく又は環境への放出があつたとき。
- (2) 施設に放射性物質及びフッ素の使用又は取扱いに支障を及ぼす故障があつたとき。
- (3) 放射性物質及びフッ素の輸送中に事故があつたとき。
- (4) 放射性物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (5) センター内で火災その他の災害等の緊急事態が発生したとき。

(現地確認等)

第10条 甲又は丙は、この協定の施行に必要な限度において、丙に報告を求め、又はその職員にセンターの現地確認をさせることができるものとする。
2 丙は、前項の現地確認に協力するものとする。
3 甲及び乙は、第1項に定める現地確認において意見のあるときは、丙に対して意見を述べることができるものとする。
4 丙は、前項の規定による意見があつたときは、誠意をもつて対応するものとする。

(苦情等の処理)

第11条 甲又は丙は、施設の建設及び運営管理等に関する環境保全及び安全確保に係る苦情又は紛争が生じた場合は、誠意をもつて適切な措置をとり、その解決にあたるものとする。

(損害の補償)

第12条 丙は、施設の建設及び運営管理等に関する環境保全及び安全確保を起因して、地域住民に損害を与えたときは、誠意をもつてその損害を補償するものとする。

(覚書の締結)

第13条 この協定の施行にあたり必要があるときは、甲、乙及び丙は、別に協議の上、細目等に關し、覚書を締結するものとする。

(協議)

第14条 丙この協定に定める事項を変更しようとするときは、甲、乙及び丙は、別に協議の上、細目等に關し、覚書を締結するものとする。

写

附則
1 この協定は、センター内の施設（鉢山保安法（昭和24年法律第70号）の適用を受ける施設を除く。）を対象とする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年12月25日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2
三朝町
三朝町長 松浦弘幸

丙 福城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形町環境技術センター
周辺環境保全等に関する覚書

鳥取県（以下「甲」という。）三朝町（以下「乙」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丙」という。）は、平成30年12月25日に締結した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形町環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

(新增設計画の範囲)

第1条 協定第5条第1項に規定する「施設」は、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の制御に関する法律（昭和32年法律第166号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づく許認可を必要とするもの並びに地域の環境保全に密接な関係を有するものとし、軽易なものと除外るものとする。

(測定計画及びその結果の提出等)

第2条 協定第6条第2項の規定に基づく監視測定計画については、甲及び丙が年度開始前までに定めるものとする。
 2 協定第6条第4項の規定に基づき丙が甲及び乙に対して行う監視測定の結果の提出は、四半期毎の測定結果について、当該四半期終了後1月以内に行うものとする。
 3 協定第6条第5項に規定する「連絡」は、状況に応じ文書又は電話で行うものとする。

(報告)

第3条 協定第8条に規定する「報告」は、文書で行うものとし、その時期及び回数は、次のとおりとする。
 (1) 各年度の事業計画については、当該年度当初に行うものとする。
 (2) 施設の運転状況及び施設の建設工事の進捗状況については、四半期毎に当該四半期終了後1月以内に行うものとする。

(通報)

第4条 協定第9条に規定する「通報」は、直ちに電話で行うとともに、事態の経過に応じ遅滞なく文書で行うものとする。
 2 協定第9条第2号に規定する「故障」は、軽易なものと除外する。

(現地確認等)
 第5条 協定第10条第1項の規定に基づき丙の施設を現地確認する者は、あらかじめ身分及び要件を明らかにするとともに、現地確認に際しては、安全確保のため丙の保安関係の規定及び指示に従うものとする。

(協議)

第6条 この覚書に定める事項を変更しようとするとき若しくは解釈に疑義が生じたときはこの覚書に定めたない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年12月25日

甲 鳥取県知事 平井伸治
乙 三朝町長 松浦弘幸
丙 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄